

令和5年11月犬山市議会定例議会会議録

第4号 12月7日(木曜日)

◎議事日程 第4号 令和5年12月7日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(16名)

2番	ピアソキ	恵子君	10番	玉置	幸哉君
3番	増田	修治君	11番	岡	覚君
4番	光清	毅君	12番	岡村	千里君
5番	小川	隆広君	13番	鈴木	伸太郎君
6番	島田	亜紀君	14番	沼	靖子君
7番	諏訪	毅君	15番	久世	高裕君
8番	小川	清美君	17番	柴田	浩行君
9番	畑	竜介君	18番	大沢	秀教君

◎欠席議員(2名)

1番	丸山	幸治君	16番	柴山	一生君
----	----	-----	-----	----	-----

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原	達也君	議事課長補佐	大鹿	真君
統括主査	松澤	一悦君	主査補	高橋	万祐子君
会計年度任用職員	会津	利江君			

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原	欣伸君	副市長	永井	恵三君
教育長	滝	誠君	経営部長	井出	修平君
市民部長兼防災監	武内	雅洋君	健康福祉部長	高木	衛君
都市整備部次長	丸井	良修君	経済環境部長	中村	達司君
教育部長	長谷川	敦君	子ども・子育て監	小幡	千尋君
消防長	大澤	満君	企画広報課長	古田	隆行君
総務課長	舟橋	正人君	地域協働課長	中村	亘君
防災交通課長	伊藤	修君	整備課長	高橋	秀成君

下水道課長	梅村幸男君	環境課長	小笠原健一君
産業課長	山崎直人君	観光課長	小池信和君
学校教育課長	大黒澄子君	学校教育課主幹	高木順二君
子ども未来課長	上原眞由美君	子ども未来課主幹	伊藤眞弓君
子ども未来課主幹	中村美和君	歴史まちづくり課長	加藤憲夫君

午前10時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） ただいまの出席議員は、16名であります。

通告による欠席者は、1番 丸山幸治議員、16番 柴山一生議員です。

なお、当局において森川都市整備部長が欠席いたしております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（岡村千里君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。18番、大沢秀教議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） おはようございます。18番、創犬会の大沢秀教でございます。事前に通告させていただいた3件につきまして、一般質問を行わせていただきます。

1件目、善師野駅を活用した地域づくりについてでございます。

この善師野駅につきましては、私、城東地区に住む者といたしまして、たびたびこれまでも一般質問で取り上げさせていただいております。

今年の2月の定例議会、原市長の初めての定例議会であり、市議会改選前の最後の定例議会におきまして、善師野駅と地域をつなぐまちづくりとして、質問をさせていただきました。それから1年足らずでまた質問をさせていただきますが、それだけ私の思いが詰まった質問だと思っております。

では、要旨1点目、里山と自然歩道の玄関口としての善師野駅についてでございます。

資料1をご覧くださいと思います。

善師野は、かつて木曽街道の宿場でありました。尾張から中山道に出るための近道として作られた本街道でありまして、上街道とか、木曽街道とか、いろいろ呼び方があるようですが、その宿場が置かれたところでありました。

名古屋とこの旧中山道とを結ぶ旧街道の宿場、禅寺野宿、それが今も善師野駅のすぐ近くに面影を残しております。

この資料の地図左上に石拾峠経由土田宿へと記されております。実際にここから山へ入っていきますと、ほどなく大洞池というきれいな池がありまして、さらに奥に進めば、今でも歩いて可児市土田のほうへ行くことができます。

また、先の分岐点を西へ行きますと、寂光院のある継鹿尾方面へ行くことができます。今ではこのいずれのルートも東海自然歩道となっております、可児市のほうから見れば、愛知県コースの北の入り口であります。そんなわけでありますから、毎年のように名鉄ウォーキングが開催されるというのがこの善師野駅であります。

善師野駅は、市内7つの駅の中でも田舎の風情がある駅でありまして、里山の風景と、歴史文化の匂いを感じられる駅だと私は思っています。

また、自然を愛する山歩き愛好家の皆さんはもちろん、最近では自転車で山に入る方、自転車で山を下ってくる方もいらっしゃいまして、新しいレジャーの愛知県の玄関口にもなっています。

つらつらとお話をさせていただきましたように、善師野駅は7つある犬山市の駅の中で、ほかの駅にはない特徴がある。愛知県、そして犬山市の大切な玄関口であり、ふれあい豊かな森の町、犬山の顔だと私は考えています。このような環境を、犬山市としてどう捉えておられるか、まずお尋ねいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） おはようございます。ご質問にお答えします。

善師野駅周辺は、大沢議員ご案内のとおりで、飛騨木曾川国定公園の一部であり、美しい風景が広がる、里山の自然と暮らしが調和した魅力的な地域です。駅周辺には美しい里山の風景を楽しむことができる東海自然歩道をはじめとした豊富な散策路が広がり、市内外から豊かな自然や地域の文化との触れ合いを楽しみにお越しいただいていると認識しています。

また、それらの散策路を利用しやすくするため、愛知県が東海自然歩道の公衆トイレを善師野駅に設置し、市が維持管理を行っており、地域住民の方々をはじめとした駅利用者にも活用されています。

善師野駅は、地域の方々にとって、日々の重要な交通手段であるとともに、自然愛好家や地域のレジャーを楽しむ方々にとっても理想的なスタート地点となっております、美しい里山や散策路につながる玄関口の一つであると考えています。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。私よりもさらに美しい表現でご答弁をいただきましてありがとうございます。

では、次に移ります。要旨2点目でございます。公共交通の起点としての善師野駅について。

過去に私もほかの議員も、善師野駅の自転車置き場が自転車であふれ返っている状況を何とかせねばと、議会で指摘をしてきた経緯があります。市のほうで対応していただき、先ほどの答弁にあった駅のトイレの東に駐輪場が増設されました。増設された当初よりも今は有効に活用されております。そして線路の北側の駐輪場も有効に活用をされています。それでも今もなお、改札口近くの駐輪場はあふれ返っています。

城東中学校の通学ステッカーが張られた自転車が多いですから、高校生や大学生が自転車

で駅を利用しているのだと思いますが、単に利用者が多いからあふれ返っているのか、それとも、放置自転車がずっと置いてあって、はみ出さないと置けないから、駅利用の方々が次々とはみ出して駐輪をしてしまうのか、現場を見るとふと考えてしまいます。

今年度、市では放置自転車の実態調査を行ったと思いますが、その放置自転車との関係はどうであるのか。

それから、善師野地区の中学生、高校生、大学生などの数を考えても、ここ数年がピークだと思いますが、善師野駅の利用の状況について、地域の皆さんの交通拠点としての現状を市ではどのように認識して捉えていらっしゃるか、ご答弁をお願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

まず、駐輪場の状況について、善師野駅周辺には、北側の改札口に1か所、南側の改札口の西と東に2か所、合計3か所があります。駅の南側の改札口に近い場所では、駐輪スペースからあふれていますが、駅から離れた場所では空いている状況となっています。

3か所の収容台数の合計は355台に対し、令和5年度4月から10月、こちらは夏休みを除きますが、1日当たりの平均的な利用状況は352台で、ほぼ満車に近いものの、空いている場所に止めれば、あふれることなく、駐輪場に収まるものと考えています。

対応策として、市では地域から要望があった本年5月に、白線の内側に止めていただくよう注意を促し、白線の外の自転車は東側の駐輪場に移動する旨の張り紙をしました。また、定期的に交通指導員が駐輪場の整理と合わせ、あふれている自転車を東側の駐輪場に移動するようにしています。

なお、今年度を実施した放置自転車の実態調査では、善師野駅周辺で9台の放置自転車があり、8月に撤去しています。そのため、ほとんどの自転車等は利用されているものになります。つまり、自転車等があふれているのは、少しでも改札から近い場所に止めたいという利用者心理によるものと推測されます。場合によっては利用者が多いときもありますが、単に駐輪場が不足しているとは考えていません。

次に、鉄道の利用状況について、令和4年度の善師野駅の乗降客数の1日平均は、1,481人と、市内7駅のうち、犬山駅、羽黒駅、楽田駅、犬山口駅に次ぐ利用者数となっています。そのため、地域公共交通において、善師野駅はこの地域における拠点となる場所と認識しています。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 多くの市民に利用されており地域の拠点であると、すなわち地域にとって重要な駅だというふうにお答えをいただきました。ありがとうございます。

答弁からも分かる通り、多くの市民に利用をされている善師野駅であります。いろいろ昨今ニュース等々で、公共交通の重要性を身にしみて感じる今日この頃であります。今ある鉄道駅を市民のために生かさないとはいえないと思います。

2月の質問のときにも指摘をいたしましたが、わん丸君バスのバス停が善師野駅に直結し

たら、交通の結節点としてより便利であります。現在の最寄りのバス停、善師野駅西、これは大変交通量の多い県道御嵩犬山線上にありまして、鉄道に乗り換えようと思えば、バス停から駅まで歩くのが危険じゃないかと、怖いぐらいの思いをいたしますし、不便であります。バス停が善師野駅と直結してこそ、交通の結節点として理想的だと私は思うのですが、どうでしょうか。

善師野駅前までわん丸君バスが入れないから、現在の場所にバス停があると、それが理由だと私は認識しておりますが、どうでしょう、間違いはないでしょうか、再質問としてお尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

善師野駅は現在、ロータリーでのわん丸バスの転回が困難であり、ロータリーに進入することができないため、県道御嵩犬山線上にバス停を設置しています。

バスが駅前に入ることができ、駅前にバス停を設置できれば、鉄道とバスの乗り換えの交通結節点として、市民の利便性は向上するものと思われま。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。要旨3点目でございます。

現在の善師野駅前の姿、これは美しく整っているというふうに思います。平成15年に整備された時点では、ロータリーも道路もきれいに整備がされたなと私も感じました。

その後、自転車があふれているとの指摘から、駐輪場を増設していただきました。今もきれいな駅前だと思います。ではありますが、平成15年の時点では、コミュニティバスを回そうというロータリーの設計はされていないと思います。

また、多くの利用者がある駅ではありますが、ロータリーの使い勝手が悪いもんですから、例えば雨の日、いつもは自転車で駅までやってくる子たちが善師野駅に送迎をされるということが想像できますが、善師野駅の送迎の車が、県道御嵩犬山線に列を作ってしまう。事故を招きかねないんじゃないかと心配になっております。

そこで、3点目の質問でございます。善師野駅を有効に活用した地域づくりのために、市ができる現実的な策として、駅前ロータリーを広げ、善師野駅前の道路をもっと使いやすくする整備を行う必要があると、このように私は考えますが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高橋整備課長。

〔整備課長 高橋君登壇〕

◎整備課長（高橋秀成君） ご質問にお答えします。

令和5年2月議会でお答えしましたとおり、善師野駅前については、平成15年度に県道御嵩犬山線からの進入路の拡幅に合わせて、駅前ロータリーの整備を実施しており、現時点での完成形であると考えております。

現状のロータリーについては、整備用地に制約があったことから、自家用車による送迎までできるように設計されています。そのため、議員のおっしゃるとおり、わん丸君バスの旋回はできませんが、ロータリーとしての一定の利便性は確保されていると考えています。わん丸君バスが、旋回できる等のさらなるロータリーの拡幅整備を行う上では、新たな用地が必要となることから、地権者の協力が不可欠であります。

いずれにしましても、善師野駅前のロータリー整備については、今後の状況を踏まえて、必要に応じて検討していきたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 状況を踏まえて必要に応じて検討していただけると、そういう答弁をいただきました。一步前進したと私は感じました。私は犬山市にとって、そして地域住民にとって必要だと確信して質問をしておりますので、また、継続的に取り組んでいきたいと思っております。またの機会に質問をさせていただきます。

では、2つ目の質問に移ります。

公共下水道事業計画区域の見直しについてでございます。こちら資料をつけさせていただいております。資料2-1は、令和5年犬山市公共下水道区域図、資料の2-2は、先月行われました説明会、公共下水道事業計画区域見直し住民説明会の資料でございます。参照しながらお願いしたいと思います。

まず、要旨1点目から質問させていただきます。

区域の見直しが行われるということで、資料2-2のように見直しとなる区域の塗り替えが示されました。それで、下水道計画から消した幹線管渠については、どの部分で、その距離はどれだけであるか、まず、お尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

梅村下水道課長。

〔下水道課長 梅村君登壇〕

◎下水道課長（梅村幸男君） ご質問にお答えします。

現在、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会において進めている下水道計画区域の見直し案で見直しとなる幹線管渠は、主要地方道一宮犬山線の塔野地汚水幹線で、塔野地北三丁目地内から大字塔野地字浦屋敷地内までの約340メートルと、県道長洞犬山線の前原2号汚水幹線で、大字前原字東野畔地内から大字前原字前畑地内までの約460メートルです。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。要旨2点目に参ります。

今年度見直しを行うと決断した理由はというところでございますが、今ご答弁いただきましたように、下水道の計画から消える幹線であります塔野地汚水幹線、それから前原2号汚水幹線、これは資料の2-1のほうで確認できます。点々と破線で示されております。

平成27年、2015年の12月議会、それから平成31年、2019年の2月議会、この2回において私は、下水道計画区域の塔野地汚水幹線について質問をさせていただきました。

議論をする中で、将来も下水道事業を行わない地域だと判断をしているのならば、区域図を早く書き直すべきだと、いずれも指摘をしてまいりました。当時は、塔野地汚水幹線はも

っともっと東まで破線が描かれておりました。2015年時点は、国道41号にぶつかる城東橋の辺りまで破線がありました。その後、区域図の幹線が短く書き直されて、資料2-1のように、塔野地浦屋敷交差点までになったわけなんですけど、また近い将来、資料2-1の公共下水道区域図も書き換えられることになります。これについては書き換えるのであれば、できるだけ早くしてほしいというところを、この間の聞き取りの中でも申し上げたところがございます。

今回は資料2-2のように、五条川左岸処理区の市街化調整区域の部分が、一気に公共下水道区域から合併浄化槽区域に塗り替えられるという説明がありました。

今年度、この事業見直しを行う理由について、なぜ今行うのか、これについてお尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

梅村下水道課長。

〔下水道課長 梅村君登壇〕

◎下水道課長（梅村幸男君） ご質問にお答えします。

令和2年に策定した犬山市下水道事業経営戦略において、公共下水道事業の整備は、市街化区域及び前原台団地を計画的に進めていき、これ以外の計画区域については、整備の在り方について検討をしていくとしております。また、5年ごとに再検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

この経営戦略に基づき、令和4年度2月議会において、犬山市附属機関設置条例の一部改正を行い、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会を設置し、令和5年8月より審議会において整備の在り方として、下水道計画区域についての審議を行っております。

計画区域を見直す理由といたしましては、全員協議会でもご説明したとおり、汚水処理に関する国の方針により、令和8年度末までに各種汚水処理施設の整備をおおむね完了することが掲げられていること、見直し区域の公共下水道整備を完了させるには、今後30年程度の長期間と85億円程度の費用が必要であること、既存の公共下水道管の老朽化による浸入水の増加などを防ぐため、改築予算の重点配分をする必要があること、節水器具の普及や人口減少などにより、公共下水道使用料収入が減少する見込みであること、少子・高齢化や人口減少などにより、一般会計繰入金金の確保が厳しくなっていく見込みであることなど総合的に検討した結果によるものです。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。要旨3点目に移ります。

私たち市議会議員に対しましては、全員協議会で説明がありました。今の答弁のような内容でありました。市民への説明会があるはずなんですけど、いつだったっけかなというふうに、我々議員の共有のサイボウズのお知らせを見直して住民説明会に行きました。そこでの説明の内容も、今の答弁のような内容でありました。これに加えて、もっと分かりやすく丁寧に説明をされておりました。私はよく分かりました。ですが、この説明会、残念なことに、出席者が大変少なかった。

そこで、3点目の質問であります。この住民説明会はどのように周知をして行ったのか。

今後、改めて市民への説明の機会を考えているかどうか、また、下水道計画がなくなる地区、区域への説明は必要ないか、以上、お尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

梅村下水道課長。

〔下水道課長 梅村君登壇〕

◎下水道課長（梅村幸男君） ご質問にお答えします。

犬山市公共下水道区域の見直しに関する市民の方々への説明につきましては、11月号の広報及びホームページにて、令和5年11月24日に楽田ふれあいセンター、11月25日に南部公民館で説明会を開催する案内をして実施しております。

今後につきましては、同様の説明会を開催する予定はありませんが、ホームページに説明会の資料等を掲載するとともに、窓口、電話、町内会などからの問合せに対しても個別に丁寧に対応していきたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 端的に分かりやすい答弁をいただいたと思っております。再質問はいたしません、ちょっと指摘をさせていただきたいと思えます。

市民の方、とりわけ私は見直しになる地区の住民の方と接する機会が多いですから、感じるわけではありますが、この個別の説明というのがどうしてもこれについては必要になると思えます。

私、先ほど申し上げたように、過去に下水道区域の見直しの質問について、自分の活動報告紙で2回とも報告をいたしました。それから、直接自分の言葉で説明をできる市政報告できる機会には、自分なりにお話もしてきたつもりであります。であります、残念ながら反応も関心も薄いなというのが実感でありました。

汚水の処理は公共下水道が整備される、いずれそうなる、そう思っている方が、今でも非常に多いです。特に日本の高度成長の時代を生きてこられた方たちには多いんです。昨日の朝の交通大監視でお会いした方と話をしても、そのように感じました。ですから、もうできないと、もうやらないと決めた計画はしっかり書き替えておかなきゃいけないと、そういう指摘をしてきたわけであります。

いざ我が事となって、汚水処理について考えなきゃいけなくなったとき、そのときの市役所の説明は重要であります。ですから、答弁をしていただいたように、個別の対応、これについては丁寧に根拠を示して、しっかりと対応していただきたいと思えます。この点については、質問に対して、聞き取りで十分伝えさせていただきましたので、再質問はいたしません。

それでは、3件目の質問に移ります。商業集積ラインについてでございます。

要旨は1点、沿道のにぎわいによる活性化を促進するための民間事業者との連携についてでございます。

今年度の当初に原市長から示されました施政方針の中で、沿道のにぎわいによる活性化を促進するため、商業集積ラインについてもエリアを拡大し、民間事業者と連携し、商業立地促進を図ります、こういう意欲が示されておりました。

これも資料をつけさせていただきました。商業集積ラインの路線図でございます。

民間事業者が進出していただけることによって活性化が進む、そういうものでありますが、今年度、これまでの各路線の沿道への商業集積について、どのような状況であるのか、お尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

商業集積ラインは、都市計画マスタープランにおいて、市内の幹線道路5路線を、商業施設の立地を目的に位置づけをしたものです。具体的には、国道41号、主要地方道一宮犬山線、一般県道長洞犬山線、市道名古屋犬山線の4路線に加え、令和5年3月に、市道富岡荒井線の一部を新たに追加しております。

現状としましては、インフラが整備されている主要地方道一宮犬山線沿いに出店いただけるよう、不動産事業者やディベロッパーを通じて、飲食事業者等へ呼びかけを行っています。その結果、この路線においては、平成29年の都市計画マスタープラン改定時に商業集積ラインを位置づけてから、10件の立地が決まり、現在も複数の事業者より出店の相談を受けており、ほぼ埋まりつつある状況です。

◎副議長（岡村千里君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。インフラが整備されている主要地方道一宮犬山線沿い、ここが主だということでありましたが、今日付けさせていただいている資料、これを合わせてみれば、その意味がよく分かるというふうに思います。

商業集積ラインと位置づけている路線であります。それぞれの路線ごとの課題に対して進出していただけるような運用の工夫、そういったものを、これまでも犬山市行ってきたと認識をしております。

再質問として原市長にお聞きしたいと思います。

私、前の山田市長には、よくこういう質問をさせていただきましたが、来年度に向けて、またそれより先の未来に向けて、沿道のにぎわいづくりからの活性化促進について、原市長の積極的な思いがおりだと思っておりますので、ぜひお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員の再質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に申し上げます。沿道のにぎわいづくりについては、強い意識を持って臨んでいます。これからの犬山づくりを考えていく上で、犬山市の役割として、ランドデザイン、ゾーニングをしていかなければなりません。それは今、大沢議員がおっしゃっていただいた、にぎわいのある商業ゾーン、さらには働く場である企業誘致ゾーン、また定住・移住の住宅ゾーン、もっと言うならば、木曾川や里山などの田園風景を守る自然ゾーンなどの犬山市全体、

地域全体のゾーニングをすることによって、犬山の新しいまちづくりにつなげていく、そして地域の発展につなげていく、さらには、新たな犬山市の税収の確保につなげていくためです。

また、市民の皆さんからの声も強いものがあります。生活必需品が買える場所、または飲食などの小規模な商業施設の誘致や充実が強く求められています。もうこれは大切な声であります。ですから、魅力ある商業施設の立地は、重要な施策として進めていかなければならないと強く意識をしています。

その中で、市民の中から、市民の皆さんから最近よく言われることが増えました。それは、大沢議員のこの赤い線で示していただいている一宮犬山線沿いでありますけども、最近お店が増えたねということと、部長もほぼ埋まりつつあるという答弁をさせていただきました。まさにこれは市として都市計画マスタープランに、ここに商業施設を立地するんだという強い位置づけをしたこと、またメッセージをいろいろ発信しながら、様々取り組んできた結果だというふうに思っています。この流れを維持しながら、ほかの4路線についても、商業施設の立地を進めて考えていきたいというふうに思っています。

その中で、大沢議員が、私の積極的な思いを聞きたいとおっしゃられました。最後に申し上げるのであれば、今年度中に議会ごとに質問のたびにお答えをさせていただいていますが、道の駅を含めた国道41号の6車線化を生かした橋爪・五郎丸の新しいまちづくりの方向性を皆さんにお示しをさせていただくと申し上げてきました。

その際には、5路線の1つである、この緑色の部分であります市道名古屋犬山線に、商業集積のにぎわいと活性化についての考えをしっかりとお示しをさせていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わります。

◎副議長（岡村千里君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

再 開

午前10時50分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

17番 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） 17番、創犬会、柴田浩行です。通告に従いまして4件の一般質問をさせていただきます。

件名1、犬山の保育について。

要旨1、（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園について。

12月号の広報に特集記事が掲載されておりましたが、令和7年4月に、（仮称）新橋爪・

五郎丸子ども未来園が開園する予定であります。園舎の老朽化、駐車場不足などの解消、未満児保育園の環境整備、ZEB建築など、ハード面の整備の強化が図られます。当然ですが、ハード面だけではなくてソフト面の強化、つまり保育内容の充実が重要だと考えます。新子ども未来園では、犬山独自の、犬山ならではの保育を実践すべきだと考えます。

そこで、質問させていただきます。

犬山の保育とは何なのか、子ども・子育て監の保育に対する思いも込めてお示してください。

また、子ども・子育て監として、犬山の保育が全ての保育士の共通理解となり、実践できるように、どのように取り組んでいるのかお示してください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

犬山の保育は、「保育者の温かい人間性で保育を展開し、豊かな心と丈夫な体でよく遊ぶ子どもに育てる」を保育理念に掲げ、「子どもは遊びで育つ」という基本方針の下、保育を実践しております。

子ども未来園では、子どもたちが楽しそう、やってみたいと興味を持ち、自分から物に関わって遊ぶ子ども主体の保育を大切にしております。犬山の子どもたちに、こんな子どもに育てほしいという願いを持ち、保育士が子どもの興味、発達に合わせ、様々な環境を用意したり、子どもと一緒に環境を整えたりしております。

また、保育士は子どもの遊びを見ているだけでなく、一緒に遊びを楽しみながら、子どもたちの育ちを支えております。保育士が行うことだけが犬山の保育ではなく、保育士と子どもが一緒になり、遊びを楽しみ、一緒に遊びをつくっていくことが、犬山の保育です。

議員ご質問の子ども・子育て監として、犬山の保育を全ての保育士に共通理解してもらうための取組といたしましては、犬山の保育で大切にしている子ども主体の保育や、「子どもは遊びで育つ」という基本的な考え方を浸透させ、保育を実践させていくことが重要な役割であると認識いたしております。

具体的な取組としましては、ここ数年、若く、経験も浅い保育士が増えていることから、年度当初に犬山の保育についての研修を実施しているとともに、保育士自身が保育を実践する中で、子どもと一緒に保育をつくっていく楽しさを実感してもらえよう、職場環境の醸成に積極的に取り組んでおります。

今後も、子どもと保育士、そして保護者も、笑顔あふれる保育を提供していけるよう、全ての保育士とともに、犬山の保育の充実に向けて取り組んでまいります。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園は、今答弁ありました、犬山の保育の実践の場とならなければいけません。新子ども未来園で犬山の保育をどのように実践していくのかお示してください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 小幡君登壇]

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園は、子ども、保護者、保育士、地域の方にとって子育ての拠点となる環境が整った新しい園としてスタートします。新園には、子育て支援センターや子育て交流ロビーもありますので、園児や保育士だけでなく、未就園児親子や地域の方などと日常的に関わりを持てるような環境が整い、また、3歳未満児と幼児の園庭を分けたことで、どの年齢の子も安心して芝生の上で伸び伸びと遊ぶことができます。

加えまして、子どもたちが遊びたくなるような遊具を配置したり、思い切り体を動かすことができるスペースを確保したりし、子どもたちの丈夫な体の育ちにつなげていきます。

その中で、子どもたちが多くの方々との触れ合いや様々な体験ができるよう、これら新園の機能を最大限活用するとともに、そこに保育士が今までにない新たな発想や取組を実践していくことが必要であると考えております。

保育にとって大切なことは、園の環境とそこにいる人、子どもたちと保育士です。子どもも保育士も生き生きと過ごし、子どもの育ちにつながる遊びを十分に楽しむ保育をこの新園で実践していくことが、まさに犬山の保育を実践していくことであると考えており、これらの取組が、子ども未来園の保育理念にもある子どもたちの豊かな心の育ちにつながっていくものと確信いたしております。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。新子ども未来園、これはソフト、ハードともに優れた保育園になっていくということが、今の答弁から期待できます。そのことを市内外にしっかりと発信して、定住・移住の促進につなげていかなければいけない。また、ZEB建築の園舎は、環境に優しい犬山のまちづくりの象徴であると、子どもたちの環境教育につなげていっていただきたいと考えております。新子ども未来園の可能性を広げていくことを期待しております。

続きまして、件名2です。

子ども・子育て支援の強化について。

要旨1、犬山幼稚園についてです。

子ども未来園については、子ども未来園施設整備10か年計画改訂版に基づいて整備が進んでおります。犬山幼稚園についても、今後の在り方を早急に検討すべきだと考え、質問させていただきます。

犬山幼稚園の現状について、4点、質問させていただきます。

1点目、園児数の推移について。

2点目、今年度の夏休みから実施した預かり保育の実績について。

3点目、次年度の募集状況について。

4点目、現状の課題について。

以上、4点、お示しく下さい。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

犬山幼稚園の過去5年間の園児数は、平成30年108人、令和元年114人、令和2年94人、令和3年81人、令和4年60人、今年度、令和5年52人となっており、年々減少しております。

保護者のニーズに応え、利便性向上のため、今年度から夏休みの預かり保育を始めました。その実績は、実施日数28日間で延べ利用人数76人でした。1日当たりで見ると、最大5人、利用なしの日もあり、平均すると2.8人となります。令和6年度の募集状況は、現時点で年長15人、年中13人、年少8人、合計36人です。

このように犬山幼稚園の園児数は年々大幅に減少しており、定員162人に対する令和6年度の利用率は22%となり、在園児数の減少が一番の課題です。在園児数の減少の要因の一つとして、令和元年10月より、国の制度で開始された幼児教育・保育無償化が大きく影響しています。制度開始前は市内私立幼稚園の授業料と比較して、犬山幼稚園の授業料は低く設定させていただいておりましたが、制度開始により、3歳児以上の授業料は無償となり、保護者が就園先を決定する際の選択肢の幅が広がり、ほかの幼稚園を選択されているのではないかと推測しております。

こうしたことから、園児数減少により、犬山幼稚園の在り方の方向性を早急に示していかなければならない喫緊の課題であると認識しております。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 答弁ありがとうございました。非常に厳しい状況だと分かりました。来年度の募集状況、今のところ利用率22%、かなり厳しい状況だと思います。答弁にも喫緊の課題だという認識を持っているという答弁がありました。この答弁を踏まえた上で、市長に再質問させていただきます。

犬山幼稚園の歴史や機能を生かしながら、新たな展開に取り組むべきだと提案させていただきます。子ども・子育て支援事業計画の基本施策として、教育・保育の一体提供、教育・保育の質の向上、障害児保育の充実、教育・保育施設の整備が明記されております。

これら4点への取組として、犬山幼稚園、丸山子ども未来園、こすもす園の機能を併せ持った複合園への展開を提案させていただきますが、原市長のお考えをお示してください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども子ども・子育て監が答弁したとおり、犬山幼稚園の園児数は大きく減少しています。本当に大きな課題だと受け止めています。

その課題の解決につながればとの思いで、先ほどもご説明をさせていただきましたが、夏休みに預かり保育を開始しました。減少傾向に歯止めがかかることを期待はしているものの、その効果は未知数であり、園児数が大きく増加することには、正直望めないんだというふうには私自身は考えています。

園児数が減ったことには、2つの大きな原因があると思っています。

まずは言うまでもなく、少子化であります。そしてこれも先ほど申し述べましたが、国が幼稚園、保育園の無償化をすることによって選択肢が増えた。民間の幼稚園に子どもたちが入る、入園することが多くなったことだと我々は受け止めています。こうした状況で、公立幼稚園に対する保護者のニーズの低下があるとも受け止めなければなりません。

尾張地区にある公立幼稚園が幾つあるのかというと、2つであります。小牧市と清須市にあるのみであります。一方で、言うまでもなく幼稚園、公立幼稚園のニーズがなくなったわけではありません。これも大切なことでもあります。

ですから、当然ですが、単に幼稚園の閉園とか、民間移譲するのではなく、まずは幼児教育、そして幼稚園の在り方について検討していくことが、我々犬山市としての役割だと思っています。実際に、小牧市や、清須市においては、2つあるこの幼稚園については、認定こども園に転換する方針を示しています。議員ご提案の複合園の考えと合致するものだと思っています。

また、さらなる考え方の一つとして、認定こども園とは違う施設の在り方も考えられると思っています。例えば、施設の運用は一体とする。でもその中でも、幼稚園と保育園、両方の表記を並べる幼保一体の施設で、幼保体制を充実させていくことも検討の一つだと思っています。

そこで、本年4月に改定した子ども未来園施設整備10か年計画改訂版をお示しをさせていただきました。改訂版の中には、丸山子ども未来園とこすもす園を統合化、複合化することをお示しをさせていただいています。加えて、犬山幼稚園についても、その在り方を検討することとしています。

そこで今回、議員の提案された3園の複合化も、犬山幼稚園の在り方を考える上で一つの方向性であり、柴田議員と同じ考えであります。犬山幼稚園と丸山子ども未来園、そしてこすもす園の複合化の在り方について検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 市長、ありがとうございます。今後の在り方について早急にご検討いただきまして、子ども・子育て支援の強化を図っていただきたいと考えております。

件名3に移ります。犬山の学校給食について。

学校給食の在り方について。

これも12月号の広報に、学校給食について特集記事が掲載されております。犬山の学校給食は、栄養教諭、学校栄養職員が献立を作成し、自校方式により、各学校で副食を調理しております。食育の生きた教材としておいしく、楽しい給食を提供しております。

そして、小学6年生、中学3年生、第3子以降の子どもなどは給食費が無料であります。犬山の学校給食は犬山の教育施策の大きな柱の一つだと理解しております。しかし、学校給食を維持していくためには施設の老朽化、栄養教諭の配置などの課題もあると考えております。

そこで、質問をさせていただきます。

自校方式を採用していますが、給食室の維持管理について3点質問させていただきます。

1点目、維持管理費の推移について。

2点目、現状どのような計画に基づいて更新や修繕を実施しているのか。また、整備計画はあるのか。

3点目、給食室を維持管理していく上での課題についてお示しください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

学校給食の運営には、保護者が負担する賄い材料費のほかにも様々な費用が必要となります。調理業務委託料、栄養士の人件費や光熱水費、スチームコンベクションオーブンなどの厨房機器の購入費、食器や調理器具などの消耗品の購入費用などがあります。加えて、給食室を安全で衛生的に維持するための費用として、厨房施設の清掃、害虫駆除、水道や壁などの修繕費用や機器の点検費用なども必要です。

こうした経費のうち、栄養士の人件費と光熱水費を除いた経費は、令和2年度は2億5,622万円、令和3年度は2億7,054万円、令和4年度は2億8,823万円となっています。2年で12.5%上昇しており、人件費増に伴う調理業務委託料の増加と、コロナ対応が主な要因と考えております。

次に、施設の整備計画ですが、給食機器入れ替えについては、機器の耐用年数や使用頻度などを加味しながら、更新計画を立て、それを基に実施しています。給食施設については、学校施設の長寿命化計画とは別に、大規模改修に合わせて準備を進めていますが、全体的に老朽化が進んでいるため、令和6年度には施設整備の専門家による調査点検を実施し、整備計画を策定していく予定です。

最後に課題ですが、市内小中学校の給食室を維持管理していくためには、施設の維持管理費や人件費など、多くの費用がかかることが課題と考えております。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。給食施設については、令和6年度整備計画を策定するという答弁でありましたので、計画に基づいて適正な整備を期待しております。再質問させていただきます。

学校給食のセンター方式について、犬山は自校式であります。犬山としてセンター方式を取り入れた場合、そのメリットとデメリットについてお示しください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

学校給食の提供方法には、各学校の給食室で調理する単独調理場方式、複数校の給食をまとめて調理する共同調理場方式や親子方式、業者が作った弁当を届けるデリバリー方式などがあります。

単独調理場方式の給食を提供している本市では、給食の出来上がりから提供までの時間が短く済むため、児童生徒ができたての給食を味わえることや、家庭料理に近い手の込んだ料理が可能です。

また、各校の栄養士を中心に、きめ細かいアレルギー対応の実施をはじめ、土日も含めた学校ごとの行事に合わせた給食や、児童生徒のリクエスト給食などの実施、作り手の顔が見える関係と毎日の給食室から漂う香りなどから、子どもたちの食への関心や感謝の心が育まれる環境ができております。

ご質問にありました、仮に本市が給食センターを建設して、共同調理場方式に移行した場合、メリットとして考えられるのは、費用の削減抑制です。具体的には、設備の維持管理や人件費などにかかるランニングコストの削減、また搬入箇所を1か所に集約することで、入札で選定した食材業者から食材の一括購入が可能となり、食材費の抑制を図ることもできます。

一方、デメリットとしては、先ほど述べました単独調理場方式だからこそ可能である提供方法ができないことが、大きなデメリットになると考えます。

加えて、14小中学校の給食運営を賄う給食センターの場所の確保や建設費用、各校の給食室を配送された給食の受入れができる施設へ改築する費用など、一度に大きなインシャルコストがかかることが挙げられます。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再々質問させていただきます。

ここまでの答弁も踏まえた上で、これは教育長にお伺いさせていただきますが、犬山の学校給食のよさを生かした上で、今後の学校給食の在り方についてお考えをお示してください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

よく犬山の教育のよさって何ですかというご質問をいただくことがあります。そのときに私が答えているのは、子どもが素直である、先生方が温かい、そして、給食がおいしい、そんなことをお答えさせていただいているわけでありますけれども、この犬山の学校給食というのは、犬山の教育を支える大きな柱である、この認識は柴田議員と同じでございます。

その中でも、犬山の学校給食の、もう何よりも一番のよさというのが、顔の見える学校給食、心の通う学校給食だというふうに私は考えています。というのは、子どもたちに見れば、自分たちの給食を栄養士さん、調理員さん方、この方々が自分たちのために給食を作ってくださっているということが分かるということ、逆に、栄養士の方や調理員の方々が、子どもたちのために学校給食を作っているんだ、そして、この子たちが自分の作った給食を食べてくれているんだということが分かる。食べるほうも作るほうも、お互いに顔が見える、心が通い合う、そんな学校給食、これが犬山の学級給食のよさだというふうに思っています。

毎年どの学校も、年度末になりますと、全校集会を開いて、その折に、調理員の方々にお

出でをいただいて、1年間の感謝の気持ちを伝えるという場をつくっていますけれども、こうした状況からも、今の私が申し上げたことが伺いしれるのではないかなということをおもいます。

そうした犬山の学校給食のよさを踏まえた上で、今後どうあるべきかということについて私なりに考えていますけれども、学校現場には、栄養士、これ今、栄養士と一口で言うんですけども、国の基準によって県から派遣される方は、学校栄養教諭と言います。それに対して、市から派遣をしている栄養士のことを、学校栄養職員というふうに呼び分けているわけでありましてけれども、国の基準によりますと、単独調理場方式ですね、自校方式の市町においては、550名を超える小中学校に対しては、この学校栄養教諭が1名配置をされます。550名を切る学校に対しては、4校に1名、非常に大きく削減幅が大きいわけでありまして。現在、犬山市内の小中学校を見渡してみますと、児童、生徒数が550名を超えるのは、犬山中学校1校であります。したがって犬山中学校に対しては1名配置をされるんですけども、残りの13校に対しては、13割る4で3.25ですかね、切り捨てになりますと3名。したがって県から配置をされる学校栄養教諭は、4名ということになります。

この4名で14小中学校の学校運営をしているのは非常に困難であるということから、犬山市では、7名の学校栄養職員を市独自の費用で配置をしております。また、1名、市内の小中学校全体の給食の面倒を見る職員が事務局には勤務をしておりますけれども、学校現場だけに限って言うならば、県からの栄養教諭4名、市からの栄養職員7名、合計11名が栗栖小学校、今井小学校、池野小学校等の小規模校を兼務しながら、犬山の学校給食を運営しているのが現状でございます。

それが、今申し上げた犬山中学校も、いずれは550名を切ってしまう時代がやってくるであろうということを予測しております。そうなりますと、県からの栄養教諭の配置数が、さらに1名減になるわけですね。これ14割る4、3.5、切り捨てで3名、県からは3名。そうしますと、今の犬山の学校給食のよさを維持していくのは非常に難しい状況が出てくるのが予測をされるわけでありまして。

こういったことも頭に入れながら、今後の犬山の学校給食はどうあるべきかを考えたときに、今、私の頭には2つの方法があります。

1つは、市から派遣をする学校栄養職員を増やすこと、ただし、これについては本年度も1名増やしていただきました。来年度も1名増やす予定であります。そういう状況の中で、さらに1名というのは非常に簡単なようではありますが、難しい選択だというふうに思っています。

もう1つの選択肢として考えているのは、親子方式を取り入れることでもあります。親子方式とは何かと言いますと、例えば、栗栖小学校の給食を犬山北小学校で調理をする、そして調理済みの給食を犬山北小学校から栗栖小学校へ運ぶという、これによって給食室の維持管理費は大きく削減されることになります。

ただし、さっき部長が答弁したように、いろんな課題も出てくるわけですね。取りあえず出てくる課題としては何かと言いますと、給食をどう運搬するのか、例えば、給食の委託業者に、運搬も含めたところで業務を請け負っていただくというのが一つでありますし、単独

で、運搬業者に給食の搬送をお願いするというのも一つかもしれません。また、現在アレルギーを持った子どもたちに対する適切な対応が行われているんですけども、親子給食に切り替えた場合に、そういったアレルギー対応が本当に十分にできていくかなど、課題がたくさん出てくると思います。

仮に、今の学校給食を今後考えた場合に、新たに出てくる様々な課題に対しては、一つ一つ慎重に検討しながら、適切な対応策を見つけて、今の犬山の学校給食のよさが少しでも維持できるような方策を、今後検討をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 教育長、ありがとうございました。様々な課題がはっきりしました。しかし、これからも子どもたちにおいしく、楽しい給食を提供していただくこと、これをご期待申し上げます。

要旨2です。給食費について。

物価が高騰しております。食材料費の価格が上昇しています。今議会の補正予算にて、子ども未来園の保育所給食賄い材料費等の増額で、927万8,000円が補正要求されております。現在の小学校290円、中学校340円の給食費のままで、子どもたちに必要な栄養価を維持できるのか懸念しております。学校給食費の値上げを検討すべきだと提案させていただきます。

そこで、市長へお伺いいたしますが、学校給食費の値上げについて、市長のお考えをお示しくください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

柴田議員からのストレートな質問でありますので、私からもストレートな思い、考えをお示しをさせていただければと思っています。

ご承知のとおりであります。もう今や物価上昇の影響を受け、食材費が高騰しています。現行のままでは子どもたちの栄養を満たした給食の提供が困難になってきているのが現状です。その中でも、栄養士さん、本当に頑張ってくださいています。献立を工夫してくれてます。食材費を工夫してくれます。それによって、学校給食を値上げすることなく、子どもたちにおいしい給食が提供できているのが今の現状です。

でも、今後もその食材価格はさらに上昇していく、値上がりをしていくとなっております。そこで、給食の提供のために適正な給食単価の検討を我々も重ねてきました。結論を申し上げますと、来年度春から、給食費の値上げは、保護者皆さんの大きな負担になりますが、子どもたちが楽しみにしている給食でありますので、子どもたちの成長に必要な量と栄養のバランスの取れた、教育長が思いを述べました、犬山市の魅力あるおいしい給食を提供するために、給食費の値上げ改定をお願いをしていきたいと思っています。

あえて具体的に申し上げますのであれば、来年度以降、保護者に負担していただく給食費を小学校は30円、中学校は40円増額をしたいと思っています。ですから、柴田議員からご指摘

がありました、お示しがあつたとおり、290円から小学生は320円になります。中学校は340円から380円に改定していきたいと考えています。

少し質問の中からはそれるかもしれませんが、子ども未来園と犬山幼稚園についても、給食費の値上げを同じように考えていきたいというふうに思っています。

具体的に申し上げますと、3歳児以上の保護者に負担していただく給食費は月額600円を増額する予定です。となると、犬山幼稚園と子ども未来園で教育を希望している保護者の皆さんの月額給食費負担額は4,600円になります。また、子ども未来園で保育を希望する保護者の月額給食費負担額は6,000円となります。

当然値上げは、保護者の皆さんにとって大きな負担となります。でありますので、私も全員協議会から議員皆さんにお話を申し上げてきました。この議会に追加提案をさせていただきたいと申し上げてきました物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金の使途については、子どもたちの給食費を中心に充当する提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 市長、ストレートな答弁、ありがとうございます。給食は単に空腹を満たすものではなく、子どもたちの元気な体を育む場として物すごく大切だと、これは常に市長が述べていることです。私も同感であります。犬山の教育施策として、そして犬山の子育て支援策として、これからも学校給食、保育園、未来園の給食の充実を図っていただくことをご期待申し上げます。

続きまして、件名4です。持続可能な観光まちづくりについて。

要旨①観光駐車場についてです。

観光客の増加により城下町周辺では交通渋滞などによって、地元住民の暮らしに支障が出てきております。久世議員が9月議会の一般質問にて、城下町の環境整備について、駐車場税の導入を提案されました。私、これ非常にすばらしい提案であり、私も同じ視点で質問させていただきたいと思い、今回質問いたします。

城下町地区、内田観光駐車場周辺の、まずは交通渋滞、交通安全について、混雑状況に関する現状認識、またどのような対策を実施しているのかをまずお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことなどから、現在、城下町地区を中心に多くの観光客が訪れています。自動車での来訪も多く、繁忙期の土日、祝日には渋滞が発生することがあります。とりわけ今年のゴールデンウィークには観光客が集中して、2つの公共駐車場が満車となり、入庫待ちの車列ができたり、道路渋滞が発生したりするなどの状況が見られました。

市では、道路渋滞を解消するために、少しでも早く駐車場へ入庫ができるよう、公共駐車

場の案内看板を各所に設置するとともに、繁忙期を中心に警備員を適宜配置することで、駐車場への円滑な誘導に努めております。

また、犬山駅西交差点では、東西を通行する歩行者が多いことにより、自動車が左折しづらく渋滞の一因となっていました。そこで、犬山警察署と協議し、東西の信号機のうち、歩行者用信号の点灯時間を2秒ほど短く設定することで、従来よりも多くの自動車が交差点を通過することができるよう改善しております。

そのほか安全対策として、多くの観光客が訪れる本町通りに、観光客の車両が進入してしまうことを減らすために、本町交差点に警備員を配置し、手持ちの案内看板を掲示して、注意を呼びかけています。

加えて、本町通りにお住まいの方がご自分の車両の出入りが困難な状況であることから、ゴールデンウィークと11月下旬の土日には、試験的に近傍にある犬山北小学校の駐車スペースを住民用の臨時駐車場として確保するなど、対策を講じています。

繁忙期の混雑状況が解決するには至っておりませんが、こうした取組を含め、今後も少しずつでもできることから、継続して実施していきたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

令和3年9月議会の私の一般質問において、観光駐車場料金について、これ見直しを検討すべきだと提案させていただきました。犬山の観光施策にとって観光駐車場の運営は重要だと考えております。誘客、回遊性の向上、財源確保を図りながら、市民生活を守るためには当然対策が必要だと考えます。

そこで、改めて観光駐車場料金の見直しを提案させていただきます。繁忙期は料金を高くすることで、駐車場の利用台数や収入の平準化を図るべきだと考えております。

具体的には内田観光駐車場は、変動料金制などを導入する、キャッスルパーキングは現行より値上げした上で、変動料金制などを導入する。そこで、再質問として、観光駐車場料金の見直しを、交通渋滞緩和や交通安全確保などの対策につなげていくべきだと提案いたします。

さらには、財源確保の視点から、観光駐車場料金の見直しを提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

城下町地区にお住まいの方のご不便を少しでも改善するとともに、観光客の満足度を高めるためには、課題に対し様々な取組を進めていく必要があります。

公共駐車場の使用料見直しについても、課題改善のため、見直しを検討する時期が来ていると考えます。使用料を見直しすることで、混雑や渋滞の緩和に資するかについては、今後検証する必要があると考えていますが、見直しは、財源を確保して、課題改善に必要な観光施策の充実につながるとともに、平準化などにも寄与する可能性を有しています。

しかしながら、実現には実施内容を確定した後に、条例改正や関係者への周知と期間の確保など、実施すべきことが多くあります。今後はどのような料金体系の見直しが課題に対して効果があるのか、他市町の事例なども参考に研究を続けて、令和5年度中には方向性を取りまとめ、来年度、何らかの見直しを実施できるよう、鋭意検討を進めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。鋭意検討を進めていくという前向きな答弁をいただきましたので、次、要旨2に移ります。

要旨2、犬山城について。

犬山城への登閣者は順調に回復し、日によっては天守の登閣には待ち時間も発生しております。待ち時間や混雑が、観光客の満足度を低下させていないか懸念しております。

そこで質問させていただきます。犬山城入場や天守登閣の待ち時間や混雑状況について。混雑状況に対する現状認識、そして、どのような今対策を実施しているのかをお示しく下さい。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

本年度の犬山城の入場登閣者数については、10月末時点で34万人以上の方にお越しいただいております。これはコロナ禍前の平成28年度の入場者数55万人に近いペースであり、順調に回復してきています。

続いて、待ち時間につきましては、本年度に入ってから60分以上の登閣待ちが発生した日数は、4月の犬山祭開催日の2日間、5月のゴールデンウィーク期間中に3日間、9月に1日、10月に2日間、11月に5日間の合計13日間で、特にゴールデンウィーク期間中の5月3日、4日、5日は120分待ち、11月23日、25日、26日は90分待ちが発生しました。

多くの待ち時間が発生することで、城下町周遊やほかの施設への訪問予定の変更を余儀なくされる場合もあるため、結果的に犬山訪問の満足度の低下につながる可能性があるかと認識しております。

そこで、犬山城では混雑緩和及び登閣者の平準化対策として、これまで優先入場券や、早期開城の実証実験を実施してきました。

今年度実施した犬山祭やゴールデンウィークの特定日における再入場券の発券と、開場時間延長については、来年も実施する予定です。

また、多くの待ち時間が発生するときには、犬山城の券売所付近に職員を配置して、入場券を購入する前に、混雑状況を説明し、待ち時間への理解のための丁寧なご案内を行っております。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

犬山の観光施策にとって、当然言うまでもなく犬山城は重要です。文化財保護の強化を図りながら、文化財観光を推進していくためには、混雑を緩和するための対策が必要だと考え

ます。そこで、入場登閣料の見直しを提案させていただきます。

具体的には変動料金制などを導入して、繁忙期の混雑を緩和し、ゆっくりと犬山城を鑑賞していただくことで、文化財観光としての付加価値を高めていく。繁忙期の混雑を緩和することで、登閣者の平準化を図り、犬山城の劣化を抑制する。

そこで、再質問として、犬山城登閣料の見直しを、繁忙期の混雑緩和や、犬山城の劣化の抑制などの対策につなげていくべきだと提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

長時間の登閣待ちにより、来訪者の満足度の低下のほか、多い日では1日当たり4,000人から5,000人が天守に登ることで、天守の部材の劣化が早まることも懸念されます。

待ち時間が発生する要因として考えられるものは、有料エリアが本丸に限定され、入場者が天守に集中すること、天守の出入口が一つであること、3階から4階に上がる階段が狭く安全対策のために上り下りを交互に行っていることなどのスペースや構造に起因するところが主なものですが、天守は国宝であり、構造に手を加えることはできません。そのため、これまで実施してきた混雑対策以外の手段としては、定員制の導入、時間帯チケットの販売による入場者数の抑制や、繁忙期の入場者を平日に分散するための料金体系の見直しなどが考えられます。

議員ご提案の繁忙期の混雑を緩和し、ゆっくり犬山城を見ていただくための料金変動制の導入については、こうしたほかの対策との比較検討や、実施に当たっての十分な事前調査が必要ですが、混雑緩和に対する有効な手段の一つと考えております。

ただし、実際の料金変動制の実施導入に当たっては、幾ら値上げすれば平準化につながるのか、また値上げに見合う価値とサービスの提供をどう考えるかなど、値上げと満足度向上の非常に難しいバランスを取りながら、対象日と金額を設定する必要があると考えております。

また、予約システムの導入を含むチケットの販売方法、料金の徴収方法、入場方法の見直しなど、事務手続や運用全般の見直しの検討も必要となり、決定後から導入までには、十分な周知期間も必要です。

このように、料金体系の見直しには、実施までに時間を要し、クリアすべき課題も多くありますが、犬山城管理委員会や天守の所有団体などの関係機関にもご意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。検討を進めていくという前向きな答弁を頂きましたので、次、要旨3へ移ります。

要旨3、持続可能な観光まちづくりについてです。

これも市長に質問させてください。

要旨1、2の、ここまでの答弁も踏まえた上で、混雑を緩和するための対策、財源確保な

ど、持続可能な観光まちづくりについて、市長のお考えをお示してください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

持続可能な観光まちづくりとは何かと言われれば、もう言うまでもなく、来ていただく人には楽しんでもらう、でも、住んでいる皆さんにも喜んでもらえる、そんな犬山づくりだと思っています。そのために観光客と地域住民の皆さんが共存と調和を図ることは、しっかりと考えていかなければならないことです。

でも、先ほど来お話があるように、コロナが明けました。ありがたいことに観光客の数も消費も戻りつつあります。一方で、城下町の地域住民の皆さんの生活にも影響が出ているのも事実であります。

こうした状況を少しでも改善するために大切なことは何かといたら、これまでも取り組んできましたが、事業者と観光団体などがそれぞれできることをやっていくこと、またさらに、これから何ができるのかを考えていくことだと思っています。

市においてもできる限りの対策を考えていく必要があることは、言うまでもありません。でありますので、柴田議員提案の公共駐車場使用料や犬山城登閣者の見直しについては、料金の見直しについては、検討に値する大切なことだと思っています。ハイシーズン、ローシーズンを生かした、これからの観光客の流入の在り方を考えていくいいチャンスでありますし、それがまさにこれからの持続可能な観光まちづくりの在り方を考えていくきっかけになるんだと思っています。

そこで、今日のご提案を契機に、駐車場使用料と犬山城登閣料、そして合わせて9月に久世議員から提案いただいた駐車場税の導入について、ここから同時に検討を進めていきたいと考えています。

駐車場使用料については、現時点では検討段階ではありますが、来年度には何らかのテスト、もしくは見直しを実施していく予定であります。

また、犬山城登閣料については、見直しにより、混雑緩和や観光客の満足度の向上につながらなければなりませんし、関係団体や観光事業者などの調整も必要でありますので、その実現性に向けて時間は少し必要になりますが、検討を始めていきたいと思っています。

さらに、駐車場税など観光に係る税については、もう少し時間がかかるかもしれませんが、検討に入っております。ゴールの時期はばらばらかもしれませんが、検討するスタートを一緒にすることに意義があると思っています。

これから新しい調整によって、来る町犬山だけではなく、住む町犬山に転換していきたいと思っていますし、さらに、近きもの喜び、遠きもの来たる犬山づくりを考えながら、持続可能な観光まちづくりにつなげてまいります。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 17番 柴田浩行議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（岡村千里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、清風会、沼 靖子です。議長にお許しを頂きましたので、通告に従いまして4件、一般質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

件名1の前に、まず今回の羽黒の突風の際に関して、お礼を申し上げたいと思います。今回は定義にこだわらず、市のほうで働きをしていただいたこと、本当に感謝申し上げます。全員協議会の際にお話いただいたときに、自分とこでやったという方々のお話しか私は聞いてなかったの、動いていただいたことに対して本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

突風が起きたときのお話です。9月21日の20時頃です。その地域に住んでいる方と話していて、本当に物同士が交互に飛ぶぐらいの突風だったと後から聞いたんですが、井戸の蓋が数十メートル先の家に飛んでいったとか、飛んできたものが土壁に刺さっていたとか、本当に当時は外の光景だったので分からなかったけど、次の日開けてみたらそんなだったよと、そういうことも聞いております。経験したことがない気候だったと、あと怒号のようなものも聞こえてきて、そんな経験をしたとおっしゃってりました。

昨日、丸山議員も羽黒の突風について質問された中で、それだけすさまじかったとはいえ、人的被害がありませんでしたというご報告を受けましたので、物が舞う、飛ばされる、これが例えば子どもたちの登下校時間だったり、地域の皆さんが出歩いている時間だったら、もっとひどかったんじゃないかなと思うと、これが別の地区だったり市街地だったらまた違うごみの飛び交うような、違う物が飛散していたと思うと、またいろんな面で考えていかねばならないと思って、今回、件名に上げさせていただきました。

では、要旨1です。突風について、市民からのお問合せがどのようなものがありましたでしょうか。その対応についてどうされたかについて、教えてください。

問合せ内容は、昨日の丸山議員の質問と重複するものもあるかと思いますが、今回は災害ごみに特化した内容で教えてください。よろしく願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

突風に起因するごみの問合せは、個人からのみではなく、土木常設員や町会長からの問合せも含め、把握できているものは17件で、内容としては市で収集処理をしてもらえないかといったものが15件、ごみの処理方法に関する質問が1件、収集したごみ等が散乱しているというものが1件でした。

問合せに対しましては、ごみ処理は、ごみを排出した本人、またはその土地の管理者にさせていただくことが原則となることから、私有地に飛んできたごみについては、市のごみ出しルールで処理をしていただくようお願いをしました。

また、都市美化センターへ直接搬入される場合には、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、天災などの特別な理由がある場合は、処理手数料を減免できる規定があるため、事前に申請を頂ければ、処理手数料を減免することができる旨を説明しました。

なお、カーポートやフェンス、倉庫などの一部が破損し、修繕に伴い解体した廃材を廃棄したいなどの問合せも頂きましたが、このような廃材は、修繕を行った事業者等が産業廃棄物として処分していただくことになる旨を説明しました。

しかしながら、ご高齢などの理由で、ごみの搬出が困難であるといったものや、ごみの大きさが通常回収可能な大きさを超えているといった相談、都市美化センターで処理のできない瓦などの適正処理困難物に対する問合せがあったことから、こうした相談については後日回答することとし、市による収集運搬を検討することといたしました。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 答弁ありがとうございます。ごみの種類への個々の対応だったという事で、市民の方の問合せや電話対応にも感謝いたすとともに、一旦業務を止めて電話の対応をされたんだろうなと想像しておりました。

では、要旨2に移ります。

こちらも全員協議会でご報告いただいたものに関連はしますが、2次被害が想定され、市として運搬業務に踏み切ったとご報告いただきました。その経緯はどういったものだったのでしょうか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

2次被害としましては、飛散してきたごみが強風等により再び飛散すること、飛散したごみは土地の管理者の方が道路脇に寄せているということがあったため、これらのごみが原因でけがや事故などが発生してしまうことを想定しました。

市として収集運搬を実施した理由としましては、飛散範囲、関係者が広範囲に及んでいたこと、これに伴い飛散物の所有者を特定することが困難なこと、ご高齢などの理由で、ごみの搬出が困難な場合があること、ごみの大きさが通常回収可能な大きさを超えているものが多いこと、都市美化センターで処理のできない瓦などの適正処理困難物が多いと予想された

ことといった個別事情を総合的に勘案し、災害廃棄物に類するものとして、市が収集運搬を実施することといたしました。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。先ほどのご答弁と重複した内容も少しはありましたが、総合的にご判断くださったとのことで、ありがとうございます。

答弁いただいた内容の中で、ちょっとお聞きした中で感じたことなんですが、今回の被害情報がここまで詳しく今の項目を頂いたように住民の方から入っています。しかしその中で、自費で処理された方、あと行政側で処理いただいた方とおります。うちは自分とこでやったよと、そういう声も聞いております。確かにそれぞれご高齢であったり、すぐに撤去が必要だったり、ご事情が違うこともあろうかと思いますが、自己負担でされた方も中にはおります。自己負担でされた方にお聞きしたら、「これは自然災害だで、こればかりは仕方ない、文句も言わんけど、どこに聞いてもいいか分からなかった」という言葉も聞きました。判断にも迷われたとも聞いております。

台風などが一番想定はしやすいんですが、備えてくださいと呼びかけが、台風であったら以前にも増して多くのニュースでも聞かれるんですが、これから異常気象の時代です。どんなものが来るか分からない、そんな中に備えてくださいというのは、やはり未知のものであるかなと思います。台風であれば、飛ばされやすいものは片づける、物干しざおは横にしておくと、いろいろ考えることがあるんですが、ある程度予想できないことが起こるのがちょっとした自然災害かなと感じております。本当に今年の夏は予想できない急激な天候の変化が多かったもので、この経験を踏まえて、今後は仕組みや決まりを定めるべきではと思ったのであります。

そのことを受けまして、要旨の3です。災害ごみについて、いま一度きちんとした制度づくりと明確な基準を設定すべきではと思うのですが、いかがでしょうか。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ごみの処理は、ごみを排出した本人、あるいはそのごみのある土地の管理者により処理されることが原則となりますが、自然災害時に発生した廃棄物の処分に関しましては、先ほども述べましたが、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、天災その他特別の事由があると認めるときは、処理手数料を減免することができるものと定めており、処理手数料の減免が可能な制度があります。

また、火災により発生した廃棄物の処分に関しては、罹災者の経済的負担を軽減し、早期の生活再建に帰するため、犬山市火災廃棄物処理の支援に関する要綱を定めて対応しています。

なお、大規模な地震、水害、その他の自然災害の発生時においては、被害が発生してからではなく、事前に対策を講じておくことが重要となってくることから、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定めた、犬山市災害廃棄物処理基本計画で、災

害廃棄物の処理について定めていますが、今回の突風のような災害に起因するごみ処理については、制度や基準がございません。

今回の突風における市の対応につきましては、個別事情を総合的に判断した結果、災害廃棄物として対応しましたが、今後、このような災害が発生した際の廃棄物の処理に関しましては、災害の種類や規模、被害の大小、廃棄物の種別など判断すべき事情が様々であり、個別の判断が必要となるため、制度や明確な基準を設定することは難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。一般質問で、気象に絡んだ質問が、前回は今回も多いかなと、暑さであったり熱中症であったりという印象を受けています。

今、1、2の要旨の中でお聞きしたように、局地的な突風でもこれだけの問合せがあったと私は印象を持っております。市民からそれだけ情報が寄せられたわけですから、蓄積していくべきだと考えるのです。個別の判断が必要なのはもう重々理解しております。行政がやってくれたということ、いいことを、これはいいことをしているのだと私は考えるんですが、これは、もちろん制度が難しい、明確な基準が難しい、その理由は何なのかなど。これを踏襲して、次もこういうことが起きたらすぐに迅速にもっと動けるようにしようと、そういうことは考えられないのかなと思っています。

職員の皆さんも、都度都度手を止めて、そういう電話対応をしていただいたと思うんですが、市民の皆さんも、うちは自分でやったけど、あんたんとはやってもらったんだねみたいなことも話に出るのではないかと思います。同じ地区内でもそういう差異が生じていくのは、ちょっと印象的にもよくないかなと思うんですが、市民の皆さんが分かりやすく、そして職員の皆さんのジャッジが、判断が、その場その場の都度になるのではなく、これを大きく情報の蓄積から判断して、何かそういう先ほどの制度づくりにはいかなくても、代替案のようなものをお考えになれないかなと、考えることはできないかなと思うんですが、再質問させていただきます。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

今、議員から御指摘のありました情報の蓄積というのは非常に大切なことだと思います。また、災害に関しましては、備えあれば憂いなしということはございますので、まずは基本的に備えていただくというところで、その後に、そういった災害の廃棄物、ごみの処理についてお困りな際は、これは先ほどもお答えしたとおり、様々なケースがあって、それぞれを類似してご提示するわけにはまいりませんが、そのような災害の廃棄物等で何かあった場合には、ぜひうちの市役所にお問合せをくださいといったことだけでも、しっかりとまずは周知をさせていただきたいなと思います。まずはそこから始めて、関係各所と色々な情報の蓄積や、その対応についての検討を今後も進めてまいります。

今現在は、先ほども申し上げましたが、大規模なものに関しましては、災害廃棄物の処理

基本計画等々が準備がされておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。市民のための制度づくり、職員の手を止めずに業務を遂行していくための制度づくりという視点でも、進めていただけるといいなと私も思います。ありがとうございます。

それでは、次に参ります。こちらも異常気象についてに絡んでくるんですが、件名2です。異常気象の中での登下校についてでございます。

今年の夏から秋は学校に通う子どもたちにとっても、気象との戦いだったかなと思います。今日は傘いるんだらうか、長靴履いていくんだとか、いろんなことを考えながら、朝、うちも登校させていたと記憶しております。下校して安全に1日を終えることが、いつも地域の子どもたちが安全に下校してくるのが気にかけて過ごしておるのですが、そして幾度かの雷雨にも、今年見舞われました。各学校で引き取り下校や、天候が収まるまで下校待機することがあったと聞いています。

そこで、要旨1です。引き取り下校と下校待機のルールについて、誰がどのような判断を基に、基準を基に判断されているか、お尋ねします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

大雨や雷など、そのまま下校させることが心配な状況が見られる場合、一時的に下校せずに待機させたり、保護者による引き取り下校に切り替えたりする場合があります。明確な基準を設けているわけではありませんが、雨雲の動きを予測し、下校にかかる時間や通学路の状況などを踏まえて、各校の校長が総合的に判断しています。下校を見合わせて校内で待機させる場合、下校時の安全が確保されれば、下校させますが、しばらく様子を見ても、下校時の安全が確保されない場合は、保護者による引き取り下校をお願いしています。

下校待機や引き取り下校などの対応を取る場合は、メール配信などを使って即時に保護者に知らせています。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。私も実はこの9月の定例会のときに子どもの引き取り下校がございまして、会派室にいました。3時15分頃です。6時間目を中止して引き取り下校になりますという連絡をもらってたんです、メールで。それに気づかずに、会派室にいたんですけど、16時頃、帰宅するものだと思っていたら、すぐにそのメールに気づかなかったもので、学校の先生からお電話をいただいて、慌てて迎えに走ったものです。

ただ、学校に着くと同じようなお母様方がいらっしやいまして、連絡もらってから学校の迎えに来てくださいと言われた時間が短かった。仕事でちょっと気づけなかった。自宅に誰もいないから走ってきたなど、いろんな玄関先で話ができたんですが、遠方にお仕事に出かけている保護者の方もみえますし、道が冠水してるだとかで通行できない、おじいちゃん、おばあちゃんに迎えを頼んでる方だとか、そういう身の安全を保証した上で、すぐに

引き取りには行けない保護者もいらっしゃると思うんですが、その場合、学校はどのような対応をしているのでしょうか、再質問させていただきます。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

気象の変化は予測が難しいため、緊急的な対応にならざるを得ません。できる限り早く判断し、保護者の方に知らせるよう学校も努めていますが、保護者にとっては突然の連絡だと感じることもあるかと思います。

様々な事情で学校からの連絡をすぐに確認できない保護者の方に対しては、複数のご家族がメール受信の登録をするなど、いち早く確認できる体制をお勧めしております。

また、異常気象が頻発する時期には、下校待機や引き取り下校があり得ること、学校からの連絡を注視することなどを前もってお知らせし、意識を高めていただくなど、周知を工夫するよう学校に伝えていきます。

すぐに引き取りができない保護者の方がいることも想定していますが、学校は最後の1人になるまで子どもに寄り添い、確実な引き渡しができる体制を取っています。そのため、保護者の方には安心して引き取りに来ていただければと思いますが、子どもの安心・安全のために、できるだけ早い引き取りに、ご協力をいただきたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。明日の下校時間はどんな天気かなと、保護者側が思うのも大事なかなと思います。ただ、こんな予報だったっけ、洗濯物出しっ放しだったわみたいな、びっくりするような気候も、本当に急激な変化もあるので、安全第一、とにかく安全第一で、異常気象の時期も安心して過ごせるような事前連絡の通知、ホームページでの周知、充実を図っていただければありがたいなと思います。

では、要旨2です。異常気象に伴う児童クラブの対応についてお伺いします。

小学校が異常気象により、1人下校や下校待機となった場合の児童クラブの対応についてお伺いします。お願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 質問にお答えします。

異常気象等で子どもだけの登下校時に危険を伴うことが予測される場合には、引き取り下校、下校待機ともに、各小学校の判断で、保護者に登下校の指示メール連絡が入ります。このように通常とは異なる下校を実施する場合は、小学校から各児童クラブへ事前に連絡をいただけることになっており、児童クラブの開設についても確認をしております。そのため、小学校側が保護者に配信する内容に追記として、児童クラブの開設の有無についても、記載していただくようお願いしております。

ただし、緊急対応となるため、児童クラブとしても、保護者へのメール配信を行い、児童

クラブ開設の有無をお伝えするようにしております。

引き取り下校については、下校が危険であると判断していることから、児童は小学校で保護者の迎えを待ちます。そのため、児童クラブの開設はしません。下校待機については、様々な要因で学年によって対応が異なる場合もあると思いますが、下校時に待機学年となっている場合は、待機が解除されるまでは小学校で待つこととなり、待機該当学年の児童クラブ受入れはできません。待機が解除され、通常下校となった時点で、児童クラブの受入れを行います。

いずれにしましても、児童クラブ入会時には、異常気象時対応についての手紙での周知をしておりますが、天候が心配される場合は、現在も事前に異常気象時対応について、保護者への声かけをしております。これからも引き続き実施してまいります。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。そうですね、9月の引き取りのときにも、児童クラブはあると思っていたとか、情報が伝わっていないんだなということを私も話を聞いて痛感しました。クラブをやっていると思っていたと、認識のずれかなとは思いますが、再三再四、周知をしていくことが、気づかない人に気づかせるというのは難しいものなので、こちら側もそういうふうにしていかなきゃいけない、そういうふうに思います。何度もこういう機会が出てくるので、こちら側も周知を重ねていただいて、保護者の皆様にも構えていただくという姿勢をつくっていただくといいかなと思いました。

ただ、保護者側としては、第二クラブがあるところはそういう頭でいるんですが、同じ学校の中で起こっていることとして認識されている保護者もいらっしゃいました。保護者の意識定着の中にも、児童クラブ、学校メール、それが混同してしまっている、そういうことも起こっていますので、その周知も図っていかねばなと思っています。

あと、多言語のお子さんも増えております。伝えたという努力はされていると思うんですが、それが引き取り下校、下校待機のどちらなのかというお知らせをする情報は、シンプルで構わないので、ぱっと見てわかる情報、例えば定型文にしておくなど、そういうのも即時対応の秘訣かなと思うのであります。とにかく混乱を招かぬようにしていただけるとありがたいです。

あと6月議会の質問や、教育長から頂いたご答弁、あと教育委員会の会議録でも拝見しましたとおり、大変夏が暑かった、そうすると1時間かけて登校する子どもたちの安全面というところで答弁がありました。やはり第一に、安全を考慮してご判断があったんだなと今になっても思います。恐ろしい猛暑であったことから、他市町より早く夏休みにしていただいた、そういう判断ができる犬山市であるんだなと思います。そういった判断を今後、異常気象の中にも取り込めないかなというのを私、思うんですね。

そういう安全を優先した判断ができる犬山市というのは、子育て世代としてはとても安心できると思っています。鉄道会社や百貨店だったり、民間の会社であっても、計画運休、計画休業という形でそういうものが実施されています。何で休みなんだとかね、そういうちょっと苦情が出るかと思うんですが、評価はされています。何せ人の命が優先です。思い切った判断もこれからは必要な時代ではないかと、私も子育て世代、地域の声を聞いてまいり

ますので、異常気象の中で生きる子どもたちのことを一緒に考えていきたいと思っております。

それでは、件名3です。学校公開日についてです。

要旨1、学校には学校公開日がありますが、保護者以外の参加状況を伺いたいと思います。

学校の教育施策、2023学びの学校づくり、これもちよっと読ませていただきました。これ最後のページに、学校公開日というのが設定されておりまして、その地域の参加もできると書いてございます。地域の方は来校されているのか、また、その来校がある場合、その人数は把握されているでしょうか、お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

学校公開日は、保護者や地域の方々が参観し、子どもたちの成長を支援していただくことを狙いとして、学校ごとに年間4日から7日程度を設定しています。多くは通常の授業を公開していますが、運動会や体育大会などの学校行事も公開日としています。

通常の授業を公開している日については、来校者のほとんどが保護者であり、保護者以外の来校は少ないと思いますが、人数は把握しておりません。

運動会や体育大会などの学校行事には、地域の方の来校もあるかと思いますが、受付を設けているわけではありませので、具体的な人数は把握しておりません。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。今、ご答弁いただいたように、市内小中学校公開日は、私も参観に行ってもほとんど保護者ばかりですし、その状況は目にはしているんですが、保護者や地域の皆さんが参観し、子どもたちの成長を支援していくところが狙いですと、学校公開日の冒頭にもうたっていますので、明記されていますので、一体どれだけの人が公開日のことを知っているのかなと思ったわけでございます。多くの住民の方が知らないということですね。私も知らなかったです。

地域の方とお話しする中で、今どきの学校の子たちはどういう感じやねと聞かれることが多くあります。立ち話でするんですが、特に羽黒はコミュニティの方の連携が強いもので、どういうふうに学校生活されておるんだろうねという話を興味を持って聞かれたのかなと思うんですが、運動会するときには、熱中症のテントを設営してくださったり、盆踊りのときにはまたコミュニティが盛り上げて、学校の子たちを招いてくれて、ちょっと今回はできなかったんですよ、ねぶたの踊りとかも考えてくださったりしておりました。そういう地域との密接な関係をつくるためにも、子どもの様子を知ってもらう、学校視察に行ったときも、やっぱり地域の方々がいらっしゃっての学校だということを校長先生皆様おっしゃっておられました。

ということで、今回こういう周知を、どのような対応、工夫を考えていかれるかなということを、再質問させていただきます。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

各校の学校公開日については、市や市教育委員会のホームページに掲載しており、地域の方々にも公開していることを明記しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、十分に周知をされていないという実情があると思います。今後は市の広報やホームページを活用し、機会を捉えて情報を発信し、さらなる周知に努めます。

来校したいというご相談があれば、学校は柔軟に対応していますが、学校公開日の位置づけを改めて学校と確認するとともに、地域に対するさらなる周知について、学校にも働きかけてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 分かりました。とはいえ、今やあんしんメールや犯罪情報がもうばんばん入ってくる。不審者情報も見るたびに恐ろしいな、おそがいなと思いながら私も見ているんですが、だからといって学校開放、誰でもどうぞみたいな状況ではないんだろうなということも思います。そういう対応もしつつ、地域で子どもたちを育てていくということも進めながら、開かれた学校づくりを進めていただきたいと思います。私もそこにぜひ協力させていただきたいと思います。

そこで、学校公開日の利用法として、未就学児のお母さんたちから、今やちょっと町内会だったり子ども会がぷつりと切れてしまっているところもありますので、学校ってすごい未知なんだよねということも、もう年長さんのお母さんからよく聞きます。かつてはそういう寄り合いで、どういうふうにやってるかとか、そういうふうに学校でこういうのを準備していくよ、こういうことが起こっているよというのが分かる機会があったんですが、それがいい中で、そういう情報がない中で情報を見てもらう、そういう場で学校公開日が使えんかなと思うんです。

今の時期ですと、1年生になる、今度4月に1年生になる子が、1年後の我が子はこんなことをしているんかと思うと、安心につながるのではないかなと思うんですね。習い事でも何でも体験レッスンというものがございまして、それをイメージを持ってもらってご家族、地域で学校を知ってもらい、子ども未来園や幼稚園にそんな周知もあるといいのかなと思いました。

では次に、件名4でございます。2023年4月から始まったいのちの安全教育についてお尋ねします。

いのちの安全教育、これもまだ始まったばかりだということで、このタイトルがついたことについて、ちょっと少し説明を私、します。

いのちの安全教育とは、性教育の中に、性犯罪、性暴力を防ぐための教育というものを含めたもので、子どもたちの性暴力、性被害にも加害者にもしないための教育を目指すとされていきました。恐らく我が家もそうですが、各家庭でなかなか取り上げにくい話題かなと思います。そこで、市内での現時点での取組を質問したく取り上げさせていただきました。

いのちの安全教育は、各年齢ごとへのアプローチがあります。それぞれの年代に応じて、

どのような取組がされているか伺いたいと思います。

では、要旨1です。幼児期の子どもたちへの取組はいかがでしょうか。

学校に上がる前の幼児期には、どのような取組をされているかお願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

幼児期における取組といたしましては、子どもたちに対して、水着で隠れる場所は大事なところであるため、見せたり触らせたりしないこと、見たり触ったりしないことを知らせております。

また、保育士には、子どもたちのプライベートゾーンが他人から見られないように気をつけて保育をするよう周知しております。具体的には、おむつ替えや排せつ時の着脱をする場合には、つい立てをし、周囲から見えないようにしたり、衣服の着替えをするときは、周りから見えにくい場所で着替えるようにしております。

夏のプール遊びでは、外部からプールやシャワーの様子が見えないよう、目隠しネットを張るなどの対策をしております。また、シャワーの後は園外から見えないように、体にバスタオルを巻き、すぐに着替えるよう声かけをしております。

そのほか、日頃の保育の中で自分がされて嫌なことはほかの人にはしないこと、人の気持ちに気づけるような働きかけ、嫌なことがあったときは大人に話をすることなど、機会を捉え、子どもたちに伝えております。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。本当に環境と言葉はとても大切だと思います。私の息子の保育園時代も、プールの時間は大きな目隠しカーテンが取り付けられていました。わあっと走り回る子どもたちを覆うカーテンなので、物すごい大きいカーテンだったんですが、それを羽黒子ども未来園に私は預けておったんですが、どうしても道からぱっぱに見えてしまう、それが保護者としてもちょっと懸念材料ではありましたが、そういった配慮があったのはありがたかったです。

そして、言葉の発達にもまだまだ差が出る時期ですので、我が家では嫌なことは「やめて」と、「やめて」という言葉を言うんだよというのを再三言っていたなと記憶しております。自分の気持ちを伝えるということも、できるだけ教えていただいているということで、もうそういうまた続けていっていただけたらなと思います。

それでは、小中学校での生徒の取組をお伺いします。よろしくをお願いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

当市には市内小中学校の養護教諭を中心とした犬山市教育研究会、健康教育研究委員会が組織されており、「心とからだの健康教育（いのちの学習）」の推進と定着を目指して研究

をしています。

この委員会では、性教育を進めていく上での指導上の留意点を考慮し、教科指導の内容を踏まえ、命の学習を進めるための指導計画を作成し、教員用の冊子、「いのちの学習〈芽ぶき〉」を発刊して、市内の小中学校で共有しています。

例えば、小学校低学年では、プライベートゾーンについて知る授業、小学校高学年では、年を取ることや寿命について考える授業、中学校では多様な性の在り方を理解する授業など、義務教育9年間を貫くカリキュラムになっています。

冊子には授業の展開例や補助資料なども掲載されており、市内のどの学校でも同じ時期に同じ指導ができるようになっています。

◎副議長（岡村千里君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。本当に今や情報の時代なので、その情報を整理するという意味でも、そういうマニュアルというものがあると、ネットからどんな情報も手に入ってしまう世の中なので、そういった形でみんなで学ぶということで、みんなで見守れる、みんなで声を上げやすいという環境づくりにもつながるのではないかなと思って聞いておりました。

性暴力に遭ったお子さんの証言をよく新聞などで目にします。本当に心が痛くなる話もあるんですが、子どもや若者の性暴力が本当に社会問題になっています。本当に何が起きてるか分からなかった。そのときは何が起きているか分からなかった。正しいことである、間違っていること、その判断も分からなかった。そういう言葉をよく耳にします。

それが判断が、子どもたち自らできるようになることが、まず周りにいる大人の責任かなと思っています。合わせて、子どもとの距離感を、大人も知ること、私たち大人も学んでいかねばと思っております。常にアンテナを張って、地域の子どもたちを守れるよう協力したいと思っています。

昔とは大きく変化しています。私たちの受けた性教育ともまた変化しています。そういうことも学びながら、子どもたちとも学びながら、一歩ずつ歩み寄れる性教育、命の教育をしていけるといいなと思っております。

私の一般質問は以上です。

◎副議長（岡村千里君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時50分まで休憩いたします。

午後1時39分 休憩

再 開

午後1時50分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、清風会、久世高裕です。今回は4件の一般質問を行いますの

で、よろしくお願ひいたします。

最初の1件目です。旧大手門まちづくり拠点施設の民間活用について伺いますけれども、前回の質問に引き続きという形になります。前は契約年数や専門家の方々、有識者の方々への説明の状況などを伺ったんですが、そもそもこの件はボタンの掛け違いがあって、後々大きなトラブルに発展するという予想をしておりまして、実際にまだそこまで大きくはないけれども、若干トラブルが早速起きているということで、今回も質問で取り上げるものです。

旧大手門まちづくり拠点施設というのは、しみていのあったところなんです。建物は今も残っているということで、旧とかいう形にはなっているんですけども、その建物を改装して民間活用が図られつつある状況です。そこが史跡の候補地でもあるということで、そこで建物を民間活用で、できるだけぎわい創出に活用するという方向で今進んでいます。

なぜ史跡の候補地になっているかということと振り返っていくと、平成20年ごろから、これは議会の答弁でも言われてることなんですけれども、世界遺産の登録に、これは思いきり関係していることです。答弁の中でもあったんですけども、犬山城を国宝のお城ひっくるめて世界遺産登録にしていきたいという方向性になっていって、ただ、今は国宝になっているのは天守閣のみ、犬山城の天守閣のみで、城山もその時点では文化財でもなかったと。まずはその城山一帯を文化財、史跡にして、城郭内、今の福祉会館のあったところの信号から北のところです、あの城郭内の公有地も史跡にできるところ、遺構があったであろうというところは、史跡にしていくという方向性が示されました。

その城山一帯が、世界遺産になった場合にはコアゾーンという、城下町の辺りがバッファゾーン、緩衝地帯、そのそれぞれコアゾーンは厳格な規制を図る、バッファゾーンは景観規制や歴史まちづくり法に基づく諸計画で、緩やかなその規制を図っていくという方向性が示されて、その城郭内の公有地に当たる部分が、史跡にしていくべきだということで、今進んでいるということです。

ただ、それが順調に行ってるかと言うと、いろいろと今までもありまして、例えば体育館を壊しました。じゃあ、観光案内所どうするんですかということで、最初は城前広場に造りますという話があったんですけども、あそこは成瀬家の西御殿があったであろう場所、ただもう体育館を造るときに思いっきり掘ってしまっているんで、遺構は恐らくないとは言いつつも、その場所が一番適地だ、だから造れるんですよということを全員協議会でも示されたんですが、ただ文化庁との協議でできなかった。今のキャッスルパークにあります。非常に分かりづらい場所。

福祉会館のところも、あそこも非常に重要な機能を、災害対策とかあと城下町のトイレとか、救護所のような形で、観光客対策としても機能していた場所ではあったんですけども、それも建物を2階建て程度の建物を造りたいという方針で進んできたのが、これも前回の質問で取り上げましたが、今は有識者の方々から非常に厳しいご意見を頂いて、方針転換を余儀なくされている状況。

その道路を挟んで東側、昔は道路なかったわけです。あそこは柵形と言って、堀があって、検問所、四角い検問所があって、そこから大手門があって、お城に入っていくというところだったんで、そこも一体的にその復元保存を図って、そこからは城郭だったんだと、大手門

枅形の保存復元を図るということで、基本的には史跡の候補地であるという状況です。

ただ、そこには市民活動支援センターがあったんで、その建物がなくなってからそれはやるという方針だったわけですね。じゃあ、なくなる前に、基本10年程度を想定という形で、その民間活用を図って、できる限り建物を有効活用するという流れだったわけです。

プロポーザルにかけて、1社提案がありました。それが決まって、議会にも報告がありまして、改装が進んでいったときに自分もびっくりしたけど、すごい大改装しているなど。全然話がちょっと聞いていた話と違うなどということをも自分も思いましたし、城下町の方々も結構思っていたらっしゃる。

そこで、本当にこれ10年の契約なのかなということも前回で聞いたわけですね。契約年数は10年ですが、双方から異議がなければ自動更新をするという契約になっているということでした。ただ、市としては、10年程度ということで、最初からプロポーザルかけてるんで、もしそれが変わっているんだとすれば、プロポーザルをもう1回かけ直さないと、いや30年とか20年だったら、自分だって出たかったという業者さんが恐らくいらっしゃるんじゃないかなと思うんで、契約は10年になってるんですけども、本当にそれなのかなということは、この後に伺っていきたいんですが、いろんな心配事を考えておりましたが、11月6日ですね、よくあそこは通るので通ったら、もう職員さんが結構な人数いらっしゃって、物々しい雰囲気。それまでに木がいっぱい、庭のところに植えられていたんで、あれでもあそこって遺構を保存しなきゃいけないんで、地面を掘るのって御法度だったんじゃないかなと思っていたんですが、これはちょっと問題になったのかなと。昼には木が全部つるっとなくなっていて、それから11月の後半ぐらいには営業を開始されると聞いてたんですが、張り紙が変わってまして、2月オープン予定となってました。

今まで結構こういうことがあるとすぐ議会にご報告いただいていたんですが、今回ちょっと何も聞いてないんで、まず要旨1点目としては、植栽が突然撤去されていたんですけども、何があったのかということについて、伺いたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

旧大手門まちづくり拠点施設は、令和4年度に旧大手門まちづくり拠点施設活用に関する民間提案制度において、活用案の募集及び審査を行い、受注候補者となった事業者と事業化に向けて詳細協議を進め、令和5年4月1日に、市有財産賃貸借契約を締結しました。

現在、営業開始に向けて、事業者により建物の改修及び外構工事が行われているところですが、厨房スペースへ置く予定の機器に設置段階で問題が生じたため、再度発注などを行う必要があります。営業開始が令和6年2月ごろにずれ込む予定である旨の報告を頂いています。そのため、営業開始時期の延期は、植栽の撤去が原因ではありません。

一方、当該施設の改修工事に当たっては、敷地全体が史跡犬山城跡の指定候補地であるため、土地の掘削は原則できないこと、市と事前協議の上、進めることなどを契約前に事業者へお伝えしました。

しかしながら、議員ご指摘の植栽については、市と事前協議のないまま進められ、関係者からの報告で状況を把握したため、事業者を確認した結果、土地の掘削ができないこと、市と事前協議を行うことは承知していたが、工事施工業者へうまく伝わっておらず、工事が進んでしまったため、復旧作業など市の指示に従うとのことでした。

その後、直ちに工事を中止し、掘削された穴を原状復旧するよう指示をし、原状復旧作業に合わせて、歴史まちづくり課職員による立会い調査を実施し、現在復旧は完了しています。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 状況は了解しました。復旧は完了したということだったんで、その遺構の別に保存条件には影響ないのかなと。表層の部分だけだと思うんで、まだ、根っこ張っていっちゃったら大変だったでしょうけど、すぐに撤去されたということだったんで、そこには問題ないのかなというふうに思いました。

要旨2の質問に移りたいんですが、今、答弁でも賃貸借契約という言葉がありました。でも、史跡の候補地なんです。これ矛盾してるとは思うんですけども、そもそも賃貸借契約というのは、行政財産である場合には、締結できない。要は私権を設定することができる、私の権利と書いて私権ですけども、を行政財産には設定することができないんで、例えば今までも、公共施設に併設されているところは、行政財産のまま目的外使用という形で使用許可という形だったんです。だけど、それが賃貸借契約ということで、前回これは質問でも確認している部分ですが、普通財産という、行政目的を既に失っている財産という形に格下げとか、切り替えて、その上で賃貸借契約という私権を設定しているわけです。

これは事業者の方からすれば、僕は事業所の気持ちが非常によく分かるんで、賃貸借契約というのは、特約、今回いろいろ特約がそれはあるんですけども、基本的にはその契約年数は好きにできる、かなり好きにできる。例えば建物とかだったら、そりゃ壊してはいけないとか、了解が要るとかあるんですけども、土地に木を植えるぐらいは、それは庭を造るんだからということで、これぐらいはいいでしょうと思っても、やむを得ない部分があると思うんです。そもそも、この植栽に関しては、賃貸借契約というのを結んでいる時点で、ちょっとリスクが高かったのかなと思いました。

ここで伺いたいのは、そもそも史跡の候補地であると、行く行くはそこを史跡として復元保存を図るといふことも言っているのに、普通財産に切り替えてしまったのは適正なのかということをお尋ねしたいと思います。見解を頂きたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 質問にお答えします。

まず、地方自治法において、行政財産とは、普通地方公共団体において、公用または公共用に供する財産を言い、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産と定義されています。

旧大手門まちづくり拠点施設は、まちづくり活動の拠点に供するための行政財産として管理していました。同施設は、地域活動の拠点及び市民活動支援センター、しみんていとして重要な役割を担ってきましたが、施設老朽化や耐震強度不足の問題があり、その機能を市民

交流センター内の協働プラザに移行しました。

これに伴い、令和2年4月からは同施設を休館とし、令和3年11月議会において、大手門まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について議決を頂き、施設を廃止しました。

施設の廃止により、公共用に供することがなくなりましたので、条例の廃止と同日の令和3年12月28日に、行政財産から普通財産への変更を行いました。

先にお答えしたとおり、行政財産は公用または公共用に供し、または供することを決定した財産を指しますので、現時点において、それらの目的を有していない旧大手門まちづくり拠点施設は、普通財産として取り扱うのが適切と考えています。

なお、史跡候補地の公有財産上の区分は、特段規定がないため、普通財産であることに問題はありません。

今後、史跡整備の方針が決まった段階で、公有財産上の区分については判断してまいります。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

一旦普通財産にして、再び行政財産に戻した物件は今までありますか。

◎副議長（岡村千里君） 暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

再 開

午後2時04分 開議

◎副議長（岡村千里君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の質問にお答えをします。

こちらのほうは現在調べておりませんので、こちらでは把握しておりません。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 恐らくないと思います。そんなことあり得ないから。だって行政財産として管理していて、普通財産というのは、例えば学校が廃校になりましたとかいうケースが多いと思いますよ。それをじゃあまた、いや学校が必要になりましたと言って、学校に戻しましたなんてことは恐らくない。だって人口だってそんなに上下するわけじゃないし、行政というのはある程度長い目で見てやるのが行政なんで、計画もありますよ。だから、そんなところ普通財産、行政財産と切り替えるものではないわけですよ。

普通財産に切り替えてしまったら、基本的にはもう戻せないという理解でやるのが普通です。そこに私権を設定するんだから、私権というのは相手方がいるわけですよ。だから、

福社会館のほうは、市がやるものだから、方針転換できたんです。だけど、このしみんていのほうは民間が絡んでしまっているんで、方針転換が極めて難しい。だから、その契約年数をしっかり決めておかないといけないというのが最大のポイントになるわけです。

そこで、本当に10年という契約で、契約書面上の10年という契約で、あんな建物を建てるのかなど。建っているんですけども、建ってたものを改装してるんだけど、でも見たら、屋根と柱だけで、あと全部取っ替えているんですね。母屋のほうの横にあったコンクリートの建物は全部解体されて、あの部分は、新しく新築に近い形になっている。大改造、家1軒建てるより恐らく高くついてるぐらいの建物が建っているんで、自分が事業者だったら、とてもしゃないけど10年ではペイできないんで、銀行も貸さないでしょうね。だから最低20年、恐らく30年程度を考えないとあんな投資はできない。会社というのは自分の独裁でやっているわけじゃなくて、出資者もいるわけだし、資金の提供者もいるわけだから、そんなにめちゃくちゃできないんですよ、それが事業なんで。だから普通に考えれば10年というのはあり得ない。ただ、10年程度ということでプロポーザルかけてしまっているものですから、だから、おかしいなという疑念を持っております。

要旨3の質問に移りたいんですけども、これ本当に10年なんですか。漏れ伝わってくるところによると、公の内部の会議の中で、30年という数字が、しかるべき権限を持った方から出たということを知ったんですが、そういったことはなかったか。密約ということで書いているんですけども、この契約以外に、双方の中で、違う年数ということが出たことはあったのかどうかについて伺いたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

まず、大規模な改修工事となった理由としては、旧大手門まちづくり拠点施設は、耐震強度が不足しており、そのまま使用することができない状態であったため、内装工事などとともに、耐震改修工事も実施しているためです。

今回の旧大手門まちづくり拠点施設活用に関する民間提案制度においては、市関係者が特定の事業者のみに働きかけたり、提案条件について事前承諾した事実はなく、事業者が自らの意思で公募期限内に提案しました。

公募に当たっては、募集期間を令和4年5月2日から8月31日までの約4か月とし、ホームページ掲載やプレスリリースだけでなく、犬山商工会議所の会員や犬山まちづくり株式会社などへの周知、イノベーションを手がける事業者など約40社への情報提供、犬山へ出店を検討している事業者への売り込みなど、多くの提案を受けるため、幅広く周知を図りました。

問合せのあった事業者には、公平・公正に対応しており、耐震改修に関する質問が2件、現地視察は4件ありました。この公募は、耐震改修工事を相手側の負担とするなど、市費投入を極力抑え、応募者には厳しい条件設定をしたこともあり、結果的に提案を出されたのは1社でした。

今回の募集要項では、契約期間については10年を想定と明記しておりましたが、建物を10

年で取り壊す旨は一切記載しておりません。貸付期間を10年と想定した理由としては、返還した国庫補助金1,700万円を回収するために、賃借料の金額を踏まえ設定したものです。

事業者の提案書では、耐震工事などの多額の改修費用を回収するため、利用期間は30年以上希望とあり、その後のヒアリングにおいても30年を希望する旨を確認しました。この時点で公募をやり直すべきだったかどうかについては、これから申し上げる4点を判断材料としました。

1点目として、厳しい条件であるにもかかわらず、提案があったこと。

2点目として、今回の公募も含め、3回の公募で2社しか提案が出ておらず、条件を緩和して再募集しても、提案の見込みは薄いと考えられること。

3点目として、国庫補助金の返還金を回収した10年目以降は、市の財源確保につながること。

4点目として、耐震改修費用を市が負担する必要がなく、大きな歳出抑制ができること。

これら4点を踏まえ、令和4年10月28日に開催した、市長以下の部長級職員により構成された経営会議の中で、30年という利用期間は理解できる本提案を採用する旨の判断となりました。

ただし、犬山市財産管理規則上、契約期間は最長10年となっていたため10年間とし、期間満了の6か月前までに、貸付人または借受人から申出がない限り、更新していく形としました。

これらのことから、繰り返しますが、議員が懸念されるようなことはないと認識しております。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） すごい問題のある答弁が続いて、初めて聞く話が多かったです。僕は漏れ伝わってくる話で聞いていましたが、恐らくここにいらっしゃる議員の皆さんは初めて聞く話、30年という言葉が公の幹部会議の中で出てきた。それは皆さんが了解をしたという。ただ契約規則上それができないから、書面上は10年になっているけど、自動更新を双方から異議がなければという暗黙の了解のような形、だから、密約に近い形といっても差し支えないと思います、これは。あえてこういう言葉を使いますが。

これ10年で最初出していて、30年、それがその曖昧な契約になっていたら、これ後でトラブルが起きたら、誰が賠償責任を負うかということなんです。なので、例えば5,000万円かけましたと、でも10年間で、例えば文化庁から指導が入りましたと、専門家の方々から猛反対がありましたとなったら、これどうするんでしょうか。

福社会館の方は切り替えれたんです。だけど、こっちは民間との契約があるんで、その賠償金を支払ってでも切り替えるのかという、その判断がやってくるわけですね、いつか。だから、それを飲み込んだまま、文化庁やその有識者の方々から猛批判を浴びつつも、でも、約束しちゃったんでしょがないんですよと。じゃあ、それは何のためですかと言ったら、目先のお金だったわけですね。

賃料だって15万円なんだから月、そんなに大した金額じゃないですよ、はっきり言って。だけど、もともとのその出発点だった世界遺産を目指すよと、そこの城郭の史跡復元を図って

いくという大義があったわけですね。その大義を目先のお金で捨てることになるわけです。これどうやって説明するんですかという話で、ちゃんと議事録を見ていっても、ちゃんと説明した形跡はなかったんですね。犬山城管理委員会に僕も入っていましたが、委員の方からもかなり厳しいご意見を頂いたと、全然聞いてないですよこの話とはということだったんで、それも管理委員会も臨時で開きますということだったけど、いまだに日程すら決まっていない。日程決まったのかな。日程決まったんですかね。でも、大分難航して、いつそれがちゃんと決められるかどうか分からない。だから、暗礁に乗り上げかねない案件なんですけども、これもう民間と約束しちゃったからしょうがないですよで行くんですかね。

市長、いかがでしょうか。これどうしていくんでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども部長が答弁をいたしました本契約については、当時の市長、副市長、部長級以下、皆さんがそろった経営会議の中で、市として政策決定がされたものです。

契約期間が募集要項にある想定10年を超えた30年以上希望という提案についても、市として適当であると判断をしたと先ほど申し上げたとおりであります。

本件を仕切り直すべきではという問いだとは思いますが、先ほど答弁と繰り返しになりますが、本契約は適当と判断していますので、仕切り直しは考えていません。ただ、先ほど冒頭、一番最初にご質問いただいた施設改修工事における不備などはもちろんあってはならないことですので、今後は事業者とさらに連携を密に取りながら、適正に対応していきたいと思っています。

また、先ほどの管理委員会の話であります。管理委員会の日程については、日程上の調整がつかなかったから日程がなかなか決まらなかったが、年明けに日程は決定をされていると聞いています。報告ができなかったことについては、これは市としてしっかりと説明をし、これからの新しい犬山の史跡整備の在り方として、管理委員会の皆さんにご相談を申し上げ、協議をしていきたいと思っています。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。前の市長のときの話という答弁もあったんですけども、今の市長として最大限やれることを今、報告していただいたなと思ってます。非常に誠意ある答弁だったと思うんですけども、この一連の答弁として、あったことをしっかりと明らかにして、しかるべき判断を我々も含めてやっていくということが、今の自分たちの責任だと思っておりますので、これはよろしくお願ひしたいと思います。

2件目の質問に移ります。教員の非違行為に対する再発防止策についてです。

これは請願が委員会にも出されておりました継続審査です。その中の議論の中でも自分としては、その再発防止策はこのように考えているということでお話をしたこともあることなんですけども、東京都の教育委員会で、第三者、弁護士の方、男性、女性の弁護士の方によ

る第三者相談窓口というのが設けられているということを聞いていたので、これはいい制度だなと思っていました。再発防止策として有効だなと思っておりまして、同僚の柴山一生議員の友人でもある東京都議の上田令子さんのご協力によって、東京都の教育委員会の方とZoomで、会議というか懇談をさせていただきまして、その制度の概要もお聞きしました。ただ、東京都と犬山市では余りにも規模が違うんですけども、ただ、件数はまだ制度が始まって1年程度だったんで、少ないけども、結構自信を持って、これはやっていますということをお聞きしていたんです。それが7月でした。

9月になってニュースが入ってきまして、練馬区の中のある中学校、公立中学校で、一つ事件が摘発されました。それが、その第三者相談窓口への通報によって発覚した案件だったんです。それが恐らく僕らが懇談をしたときには分かってたんだらう、だから自信を持っておっしゃっていたんだなと思いました。これが一つ有効な手だてだと思うんですが、市としていかがでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

東京都の第三者相談窓口は、弁護士による週4日の電話相談に加え、メールによる相談を受け付けており、令和4年4月に開設されました。当市ではこの第三者相談窓口に準ずるものとして、性被害に限定したものではありませんが、市が設置する家庭児童相談室や青少年センター、県が設置する教育相談こころの電話や、子どもの人権110番などの相談窓口を、保護者や児童生徒に案内しています。

加えて、本年6月に発生した教職員の非違行為を重く受け止め、市内全ての小中学校に児童生徒が相談しやすい環境整備のため、9月より校長室前に相談ポストを常設しています。ポストには9月以降、全体で51件の相談が寄せられ、内容は、子ども同士のトラブルや学校行事への要望、教職員の指導に関する事などがありました。

それぞれの事案に対して確認をし、管理職、担当教師が即時に必要な支援、指導を行うことができ、大きな成果があったと考えます。

当面、現在の相談体制及び相談ポストをはじめとした非違行為根絶の取組を進め、その効果検証を行ってまいります。

東京都とは自治体規模が違いすぎるため、同様の取組は、本市単独では、費用や需要の面から課題があると思いますが、法的な側面から適切な対応を期待できる相談窓口の設置は、非違行為の早期発見や、犯罪抑止に効果的な手だてであると考えますので、東京都の取組について、設置の検討をしてはどうか、まずは愛知県に働きかけてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。やっぱり東京都と犬山市ではもう余りにも規模が違うんですけども、東京都もかなりお金はしっかりかけて、その対策を取っているという印象でしたので、やっぱり県単位でこれは働きかけていただくのが得策かなと思いますので、よろしくをお願いします。

3件目の質問に移ります。特別支援教育就学奨励費についてお尋ねします。

令和3年に、女性議会でもこの話はあったり、その前に自分でも一般質問でこの件を取り上げました。そのときにあった話は、特別支援教育の就学奨励費というのは、特別支援学校や、その学級にいらっしゃる方が対象だったのが、通常学校でも障害を持った方がご希望があれば、できるだけ受け入れていくというインクルーシブ教育というものの方針が文部科学省からも示されて、法律も改正されました。

平成26年の4月1日に、犬山市でもこの要綱をつくったんですが、ただそれを事務錯誤による不適切な処理によって、端的には忘れていたという。当事者の方々への周知を行っていなかったがために、申請の機会を失ってしまった。時効の分だけ遡及して支給することになった、申し訳ございませんということがあった案件です。二度とこのようなことを起こしてはいけないので、しっかり反省し、取り組んでいきますということがあった案件です。

それで、また最近ご相談がありまして、実はその中の項目の中に、通学費、交通費の学校に通う費用が、犬山市の要綱には入っていないというような話で、それを学校に働きかけて、もうそれを何で出ないんですかと言っても、いや、そういうふうになっていないんで出ないんですというお答えのみだったそうです。

僕もちょっとそれはどういう理由なのかなと思って、いろいろとお尋ねはしたんですけども、この議会でしっかりその理由については、お答えをいただくべきだと思ったんで、こうしてまず一般質問という形で、その入っていない理由、通学費というものが、この奨励費の中に入っていない理由についてお答えいただきたいと思います。

ちなみにこれは法律に基づいて設置されている要綱であって、当然国のページにも通学費という項目が入っていますし、県の特別支援学校に対するものにも入っています。だから、なぜ犬山市ではそれが入っていないのかについて、お答えをいただきたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

特別支援教育就学奨励費は、市内小中学校に就学している障害のある児童生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するため、学用品費や給食費等を援助する制度です。

当市では、学用品・通学用品購入費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学校給食費、交流及び共同学習に要する交通費、拡大教材費、オンライン学習通信費を対象費目として定めています。

奨励費の対象となる費目は、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、各市町村が実情に応じて対象費目を決定することとなっており、犬山市では、要保護・準要保護児童生徒援助費と同じ費目を支給対象として選定していることから、現在はご質問の通学費は支給対象とはしていないのが現状です。

なお、通学に要する交通費を支給対象としている市は、愛知県内38市中8市であると把握しております。当市では、令和3年度以降に学習用情報端末を家庭に持ち帰り学習する際に発生する通信費への対応として、オンライン学習通信費を支給対象に追加したり、学用品・

通学用品購入費を上限額による定額支給に見直しするなど、保護者の負担軽減に柔軟に対応してまいりました。

今後も引き続き、他市の状況も参考にしながら、対象費目については、必要な改善を行っていきたいと考えていますが、特に通学費に関しては、どのようなケースを支給対象とするか、明確な基準づくりや制度設計が必要なことから、支給の是非を含め、十分な検討が必要と考えています。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

38市中8市が通学費を対象としているということだったんですけども、これ別の制度で、そこをカバーしてるという可能性がないのかなと思いました。というのは、犬山市においても、これちょっとしっかり条例を確認しますが、これ条例です、要綱じゃないです。犬山市心身障害児通園通学費支給条例というのがあります。ただ、これには、普通の学校に、通常の学校に通っているお子さんは対象じゃないんで、ただ特別支援学校、学級に通っている子は対象になっています。だから、その対象がちょっと違ったりするんですが、ここには今研究しなきゃいけないとおっしゃっていたような支給の内容とかが明記されてます。これ条例ですから、ずっと昔からあるものです。これをそのまま適用範囲を広げればいいんじゃないですかね。

さっきの答弁の中の就学援助費ですかね、それは経済的な事情で通えない子なんで、通学には別に障害を持っているわけじゃないから、そこは別になぜ同じ項目を当てたのかという、その確認はされたんでしょうか。

これは再質問でまずお尋ねしたいんですけど、なぜそこをそのまま当てはめたのか。これはちゃんと議論したんですか。制度の周知を変えたことをお伝えするのを忘れてたぐらいなんで、僕は要綱の制定の過程に不備があると思っています。そこはなぜ当てたのか。

もう一つは、今難しいいろいろと検討しなきゃいけない課題があるとおっしゃった部分は、既に違う条例のところで、一つの基準が示されているんで、それを拡大適用すれば済む話じゃないかなと。これは法律の趣旨にも合致することなんで、条例改正が必要ですけども、次の議会に出していただいて、次年度予算に設定すれば済む話ですから、そういった方針をやれば解決する話だと思います。いかがでしょうか。

2点、お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

先ほど検討をしていくと、検討が必要と考えていると答弁差し上げました。今その議員がご指摘いただきました条例の拡大適用も含めて、その検討を行ってまいりたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。何か検討という言葉でもすごいニュアンス

が違って、今の再質問のほうはすごい前向きなイメージで、最初のほうは後ろ向きだと思ったんで難しいと勝手に言ってしまったんですけども、ちょっと解決の方法が見えてきたのかなという印象でしたので、ありがとうございます。

一つちょっと付け加えるの忘れていたんですけども、この条例見ると、整合性がいろいろつかないところがあって、犬山市心身障害児通園通学費支給条例のほうです。第4条第2項のほうに、「特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費の受給者に支給する交通費は、その差額の交通費とする」という条文があるんですよ。だから、そっちの法律に基づく要綱のほうで出す想定になってるんですけど、この条例の方では。だけど、要綱のほうにはそれが載ってない。ですから通常学級だけじゃなくて、特別支援学校に通う子のほうにも載ってないわけですよ。だから、この条例との整合性もついてないんで、恐らく不備があったんだと思いますけども、これを拡大して支給することで解決できますから、しっかりやっていただければありがたいなと思います。

では、次の4件目の質問に移ります。学校におけるデジタルものづくり教育についてです。

ちょうどこの紹介しようと思ってたお子さんが傍聴に行きたいとおっしゃっていたんで、間に合うかなと思っているんですけども、これ本当にすごい子だなと思ってまして、学校の中で、これ取り上げるマイクラフト、教育版マイクラフトというソフトがあります。Microsoft社が出してるものなんですけども、教育活動に特化したマイクラフトというゲームソフトのものなんですけども、ただゲームといっても非常に教育効果の高いものでして、四角いブロックを積み上げていくゲーム、それは素材をどっかに取りに行ったりとか、こういう道具を使って掘る、採掘をして、金属を設定するとか、ちょうどあの子すごいんですよ、本当に。ということで、マイクラフトというゲームがあります。それが、こういう建物を作りたいということイメージして、それをどうやって作るんだということ逆算していくわけですよ。それを現実の例えば犬山城を作りたいとなった場合には、犬山城に現実に行ってみて、ここに階段があるが、何階建てなんだ、部屋の間取りはこうなんだ、素材はこうなんだ、木だ、ここにはりがある、こうやって組んであるということ調べて、それをゲーム上で作っていく。だから、現実のものづくりと非常に似通っているんですね。

まずゴールイメージがあって、そこに向かって逆算して物事をやっていくというのがプログラミング的学習というもので、2020年から、これも学習指導要領の中で必須化されているものです。これまで学校の中でも、何かいろいろやっているとは思いますが、コンピューターを使って図形を作っていくとか、理科の授業の中で、何か、電子回路を使って、コンピューターゲーム簡単なものを作りましたとかいうのも、プログラミング的思考だし、これは今までの議会でも畑議員や三浦前議長もよくおっしゃっていたんですけども、別にパソコンの中の話ではなくて、プログラミング的というのは、要するに、例えば自分の場合だと、20歳のときに市長インターンシップに行き、いつか議員になってやろうと思いましたが、25歳になったときに、ちょうど被選挙権が得られて、その市議の選挙が回ってきそうなんで、そこに向けて逆算して、この選挙の体験をしていくとか、仕事をしっかり作って資金をためていくということも、ある意味プログラミング的思考だったんだなと。僕、大学するときには

それは問題解決思考を育てるためのプログラムとか言われてたけど、それが小学校から必要だろうということで設けられたんだなと思いました。

これは非常にいいことだと思うんで、いろんなその学習の一つの項目ではなくて、あらゆることにこれは適用できることなんで、多分、文部科学省もそう考えて、必修ということになっていったんでしょけども、学校現場では恐らく結構戸惑いがあるんじゃないかなと、いまだに学校訪問で見ていると思いました。

特にプログラミング的学習というのをその場で全部見てるわけじゃないんですけども、ある意味、ICTの活用に限っても、かなり学校の中で、その温度差というか、格差が生じていないかなという感じがしました。物すごく使ってそうに見える学校と、いかにもパソコンが箱というか、ボックスにしまわれていて、調べ物をするときとワープロするときだけに使ってくださいみたいなことが書いてある学校では、雰囲気はどえらい違うもんですから、だからちょっとそういうところで格差ができるのはあんまりよくないなということも思っていました。

質問ですけども、要旨1つ目のところで、このマイクラフトというのは、もう子どもさんたちがすごくなじんでいるゲームだそうです。もう世界中で1億人のユーザーがいて、マイクラフトできるんだ、やったというぐらいのゲームで、その教育版があるということで、文部科学省や総務省も推奨されている。教育版マイクラフトというのを使って、コンテストも行われている。それにもこのデジタル庁も含めて、もう省庁が後援をしているというぐらい公的には認知されているもの。各種学校でもこれが使われているということで、プログラミング的思考学習の教材として、これをまず学校として取り入れてはどうかと思いました。いかがでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

教育版マイクラフトは、ものづくりゲームの一種であるマイクラフトを、プログラミング的思考を育てる教材として特化させた教育向けのソフトウェアです。プログラミング的思考とは、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力のことであり、学習の基盤となる情報活用能力の一つの要素として位置づけられています。

現在、教育版マイクラフトを含めた様々なプログラミング教材が開発されており、本市でも小中学校それぞれで教材を選んで活用しています。

一つの教材を導入すると、学校では教員が教材について理解を深めたり、指導カリキュラムを編成したりしなくてはなりません。とりわけプログラミング教材は、それらの過程に時間を要しますので、今のところ現在使用している教材を使って、教育効果を高めていきたいと考えています。

プログラミング教材は、教育版マイクラフトを含めて新しいものが次々と開発されていますので、今後、教科書改訂など適切な時期を見て、導入すべきかどうか検討してまいりたいと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今の答弁は、教育委員会としての考え方ですよね。だから学校の現場の方が、これを使って学校の授業やってみたいなということであれば、また別なのかなと思ったんですけども、授業の中身って、どこまで教育委員会が関与してるかって、ちょっとまたこれ別のところで聞きます。

学校訪問へ行っている、すごく同じ項目をやっている、やり方が全く違ったり、やり方というか、子どもさんたちの集中の度合いが全く違うなどともあるので、どうやって授業をやっているんだろうというのは別に聞きます。

ただ、教育委員会がこうやってやってくださいということと、学校の先生がこうやってやりたいということとは、すり合わせがあるのかなのかということもあるんですけども、学校の先生がこういうことを使いたいと言ったら、ぜひ協力してあげてほしいなと思います。今は教育委員会の考え方は分かりました。

では、要旨2の質問です。GIGAスクール構想による1人1台端末というのは、今、学校で配られているタブレットというか、キーボードもついてますけども、そういうタイプの多分1人1台端末に教育版のマイクラフトがインストールできれば、すごくみんながそうやって使いたいという先生がいた場合に使いやすくなるんですけども、この後、要旨3のところでちょっと事例をお話しするつもりではあったんですけども、ある小学校で、小学生の子が、当時4年生だった子が、マイクラフトを使って海外と、もともとその海外の学校にいた子が引っ越してきたんだけど、そこと交流したいということで発案して、これはすごいことだと言って、学校ぐるみに近い形で取り組まれて、実際に交流活動をされていたということがあったんですけども、ただ、学校のみなが使えない子もいるということで、学校の配られている端末でやればよかったのということがあったそうです。

ただ、それをインストールできないのかということ、やってはいけないということになってしまったそうなので、それは途中で頓挫してしまったらしいんですけども、学校ぐるみでやることができなくなってしまったらしいんですが、なぜそれができないのかということが気になりました。

やりたいという先生がいた場合に、それがクリアできるように、環境を整えるべき仕事が教育委員会の役割だと思うんですね。だから、このマイクラフトというものを、教育版マイクラフトを使って授業をやりたいという先生がいたときにできるように、やれる環境を教育委員会は整えるべきではないかなと思います、いかがでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

教育版マイクラフトの導入について、GIGAスクール構想に係る管理を委託している業者を通じて確認したところ、利用できる環境を整えるには、児童生徒に新たなアカウントを付与する必要があり、費用が発生することが分かりました。

学校現場では、プログラミング教材に限らず、新たな教材を導入する際には、教員が研修

を行って、教材について理解を深めたり、これまでの指導カリキュラムの見直し、調整を行ったりする必要があります。

加えてICTを活用した教材の場合、教育委員会が情報セキュリティや通信環境への負荷などを検証し、導入の可否を判断します。

学校が研修やカリキュラム編成を考慮して総合的に検討した結果、新たな教材を自校の教育活動に取り入れたいという要望があれば、教育委員会で導入の可否を判断した上で、実現できる環境を整えています。

教育版マイクラフトについても、教育活動に取り入れるとなれば、相応の準備が必要ですが、学校から要望があれば、環境を整える予定でいます。

ICTを活用した教材や、プログラミング的思考を育む教材は次々と開発されており、教育版マイクラフトのように、既存のゲームソフトを教育に特化した仕様にアレンジしたのも開発されています。単なるゲームと切り捨てることなく、柔軟な考えで教材の導入について検討することを学校に伝え、教育委員会としても学校の要望にできる限り応えてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。

要旨3の質問ですけれども、少しお話ししましたが、ある小学校で海外から転校されてきた子が、また交流をしたいということで、このマイクラフトで、自分の今いる学校を作ってしまった。作ってしまったというか、作ろうということで、それで、でも1人だけじゃなくて、学校みんなでやろうということになって、一部の教員の方々もすごくそれは賛同されて、ご協力していただいたそうです。

今の答弁では、学校から要望があればということだったんですが、じゃあ、なぜその学校ぐるみでそれができなかったのかということですが、恐らく権限のある方が、それはちょっと慎重な姿勢を取られてたんだと思います。だから、途中でそのプロジェクトは終わってしまったというか、そこで今、続けられなかったそうです、その後は。というのは、できる子とできない子が起きてしまうと、できない子を排除してしまうことになる。それはやりたくない。同じ学校に通ってる子の中で、そういうことがあってはいけないというすばらしい考え方です。ということがあって、じゃあ、1台端末が配られてるから、そこにインストールができればみんなやれるじゃないかということも、今どうやら消極的だそうです。学校としてそれをやるのは消極的な姿勢を示されているということなので、お子さんがやりたいことを応援する、それが学びにつながる、授業でも実際に活用されている。国のほうというか、国のモデル事業にもなっているんで、そういうことがあるものであるにもかかわらず、一部の権限のある方が消極的だと、それが実現できないということが実際に起きているわけです。

やっぱりこれは由々しきことだと思って質問で取り上げてるんですが、市長にこれは答弁を頂きたいと思います。こっちが答弁した後でもいいですし、市長にお答えいただきたいんですが、市長も恐らくこれは、ご相談があったときにも同席させていただいて、市長もすごく興味を持っていただいている案件だと思います。

教育委員会のほうから、これはもうそういう子がいた場合には、ここはモデル校だという

ことで、ある程度やれる環境を、要望がなくても、それはぜひやるべきだと考えたらやっていただきたいんですね。という成果検証は必要ですけども、やっぱりそうじゃないと新しいこと何にもできないというふうになってしまうんで、やっぱり学校訪問に行っても、はっきり言って温度差はあります。新しいことにすごく前向きにやってそうだし、やっていた学校も僕はびっくりしました。学校名を出すと問題になりそうなんじゃないですけども、あるところですよ。すごくいいな。僕がもし子どもがいたら入りたいなと思ったぐらいです。僕が子どもだったときもここでやりたかったと思った授業やっていました。だけど、ほかではそうではなかった。そういうことがあった場合に、やっぱり差が起きてしまうんで、教育委員会がそういうことを把握したら、ここはやろうというふうにやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質問にお答えをいたします。

マイクラフトについては、私自身も非常に関心がある1人です。まさに主体的に取り組む創造的な学びができるからだと思っているからです。子どもたちがマイクラフトになぜ夢中になるのかって言ったら、やっぱり自由なものづくりができることであったり、自由な行動ができるということ、でもそこに勝ち負けもないし、ゴールもないですよ。だから、その学びは自分次第ということだと思っています。

だから、子どもたちの今の学びや教育に置き換えるのであれば、子どもたちは自分で課題を決めてその課題を解決する力が育まれていくんだと思っているし、その力がふだんの学びにつながっていく、マイクラフトのパワーがあるから私は関心を持っています。

それに先ほども言われましたマイクラフトは1人じゃないんです。子どもたち同士で共同作業できるから、今の子どもたちの苦手なコミュニケーションやコラボレーションも活用できるのが、このマイクラフトだと思っています。でもその一方で、プログラミング教育はマイクラフトだけじゃないという先ほどのお話が出てくるんだと思っています。

でも、これはマイクラフトのいいところを私たちも知ってなきゃいけないと思っています。久世議員も言われました、1億人以上がゲームをされていて、史上一番ゲームされている方が多いとされているゲームであるということと、僕も犬山の子どもたちにマイクラフトしてるって聞くと、してる、やってるっていう子がほとんどなんです。だから、マイクラフトって聞くだけで、子どもたちのモチベーションが上がるんです。だから、マイクラフトで子どもたちの熱量を原動力に、教育につなげていける、これを生かすことができるから、僕もマイクラフトに関心を持っています。全国的にそういう状況もあって、マイクラフトに関心を持っている先生も増えてきているんだと思っています。でも一方で、その現状を知らない先生も多いことも事実です。だから、今回、久世議員がご指摘されたような対応をそのまま感じられたんだというふうに僕自身は受けとめます。

そこで、私の考えを申し上げるのであれば、今、1人1台端末の配布や、ICT機器の導入によって、学校教育の在り方はもちろん変わってきています。それは社会が学校教育に求

めるものに変化してきているからです。学校現場はその社会の変化を捉えて、教育方法を柔軟にまさに変革していかなければならないと思っています。でも、初めから可能性を狭めてしまうことは、絶対にあってはならないと思っています。柔軟かつ前向きな対応が必要だと思っています。

だから、教育委員会の皆さんには、やりたい先生がいる場合、久世議員も今言われましたプログラミング教育のモデル校、もしくは部活動もあるわけだから、部活動で導入することの実施が考えられないか、また、端末を学校外に有効活用することによって、またその活用の方は広がると思っているので、その有効活用の在り方などをこれからの対応に教育委員会に期待をしていきたいというふうに思っています。

その中で、私も滝教育長といろいろお話をしますから、私の考えを滝教育長も受け止めてくれていると思っています。

そこで、私、市長と教育委員会が、教育の施策について議論やら調整を行う場である総合教育会議があります。そこで、マイクラフトをテーマに次の総合教育会議では取り上げていきたいというふうに思いながら、私の思いや考えをお示しをしていきたいと思っています。開催は12月19日の予定で準備を進めています。市長として、マイクラフトなどのプログラミング教育について教育委員会の皆さんと議論を深めていきたいと思っています。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日8日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（岡村千里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎副議長（岡村千里君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時50分 散会